

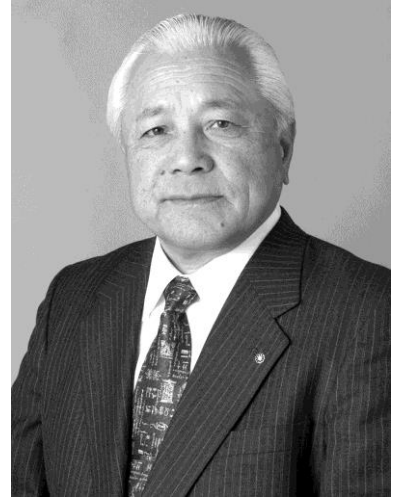
九十九里町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

九十九里町子ども・子育て支援事業計画策定にあたって

子どもは、社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

また、本格的な人口減少社会が到来し、子どもを生み、育てたいという希望がかなうようにするためのサポートも強く求められていることから、国におきましては、平成 27 年 4 月に、子ども・子育て関連 3 法の施行により、子ども・子育て支援に関する新たな制度が創設されることとなりました。



新たな制度では、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育や保護者に対する総合的な子育て支援の提供を推進する必要があり、計画的に実施することとされています。

このような背景のもと、本町においてもこのたび「九十九里町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画の実現に向けて、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができるよう、町民や関係団体などの皆様からご協力をいただきながら、地域社会全体の取り組みとして進めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に際しまして貴重なご意見・ご提言をいただきました九十九里町子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査等にご協力いただきました多くの町民の方々に厚く御礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

九十九里町長 川島 伸也

目 次

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 新制度における事業の概要	3

第2章 九十九里町の現状

1 子育て家庭を取り巻く環境	8
2 住民ニーズ調査の結果	12
3 保育施設・幼稚園の状況	18

第3章 計画の基本的考え方

1 基本方向	20
2 基本的視点	20
3 計画の推進に向けて	21

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 量の見込みの算出	24
2 教育・保育提供区域の設定	31
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	32
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	35

第5章 その他関連施策・事業

1 教育・保育の一体的提供の推進	48
2 次世代の育成支援	51
3 母子保健の取り組み	62

資 料 編	67
-------------	----

第1章 計画の概要

- 1 計画の背景と目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 新制度における事業の概要

1 計画の背景と目的

少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来を受け、国や地方自治体、地域をあげて新たな支え合いの仕組みを構築することが時代の要請となっています。

国は平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、九十九里町では、それに基づく市町村行動計画のもと総合的な施策を推進しているところです。平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法等）」が制定され、それに基づき平成 27 年 4 月に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、新たな制度に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大、地域における子ども・子育て支援の充実等の取り組みを進めていくこととなります。

新制度においては基礎自治体である市町村が実施主体として位置づけられていることから、「子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法等）」に基づく国の基本指針を踏まえ、本町の子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に行うための新たな計画を策定します。

2 計画の位置付け

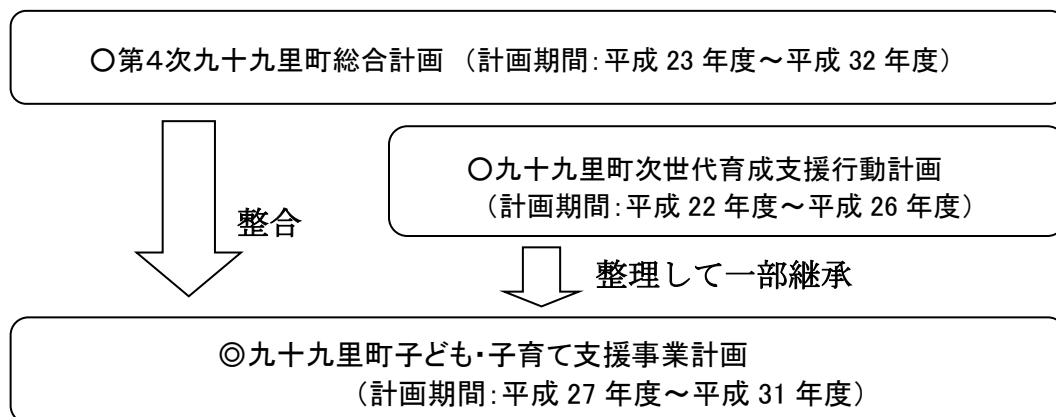
（１）新たな計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みの構築を目指すものです。

策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針を踏まえると同時に、これまで取り組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく「九十九里町次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方等の継承を図りつつ、子ども・子育て支援に関するさまざまな施策の体系化を進めます。

（２）他の計画との関係

本計画は「第 4 次九十九里町総合計画」が掲げる基本理念や将来像をもとに、九十九里町における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。また、健康・福祉分野の各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。



3 計画の期間

本計画は、子ども・子育ての新制度が始まる平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画期間とします。

[illegible]

4 新制度における事業の概要

（１）新制度の事業の全体像

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

「子ども・子育て支援法」に基づく給付事業は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれますが、主なポイントは「保育の量的拡大・確保」「認定こども園の普及」「地域子ども・子育て支援の強化」です。

①子ども・子育て支援給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、原則として保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

ア. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

イ．満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付の対象は、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4種類から構成されます。

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で交付金の対象となる事業が13事業定められています。

子ども・子育て支援給付

施設型給付

認定こども園 幼稚園 保育所

地域型保育給付

小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
(その他要保護児童等の支援に資する事業)
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(2) 保育の必要性の認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	子の年齢と認定		利用先
1号認定	教育標準時間 認定	お子さんが満3歳以上で幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・ 保育認定	お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満・ 保育認定	お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所、認定こども園 地域型保育

■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては、以下について基準を策定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間・居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む ②就労以外の事由 妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動及び就学等、虐待やDVのおそれがあること、育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、その他、またそれらに類するものとして本町が認める場合
区 分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（最長11時間） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（最長8時間）

※保育の利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヵ月当たり48時間以上です。



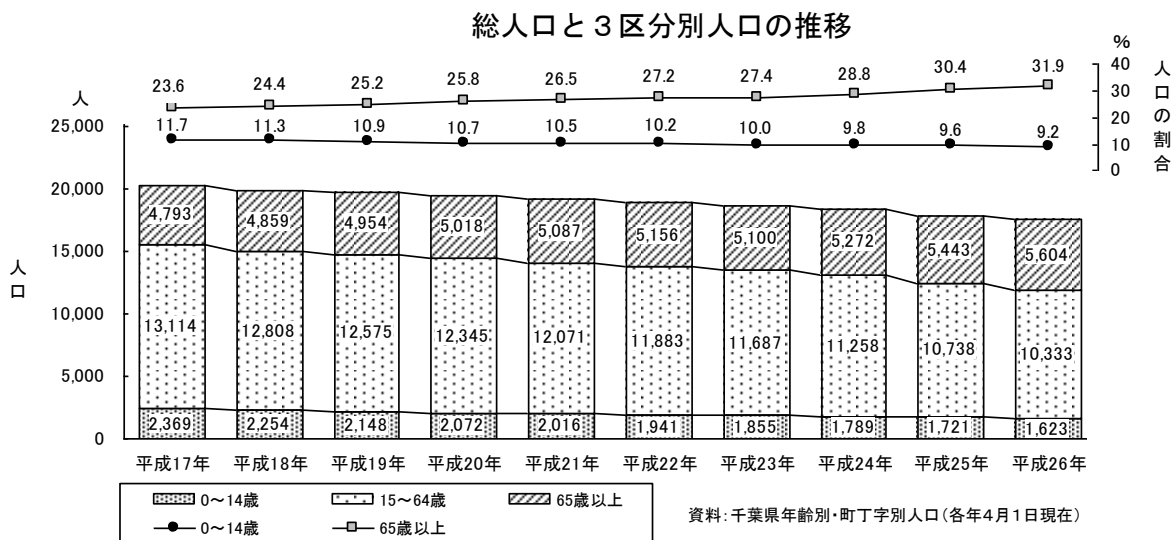
第2章 九十九里町の現状

- 1 子育て家庭を取り巻く環境
- 2 住民ニーズ調査の結果
- 3 保育施設・幼稚園の状況

1 子育て家庭を取り巻く環境

(1) 総人口と年少人口の推移

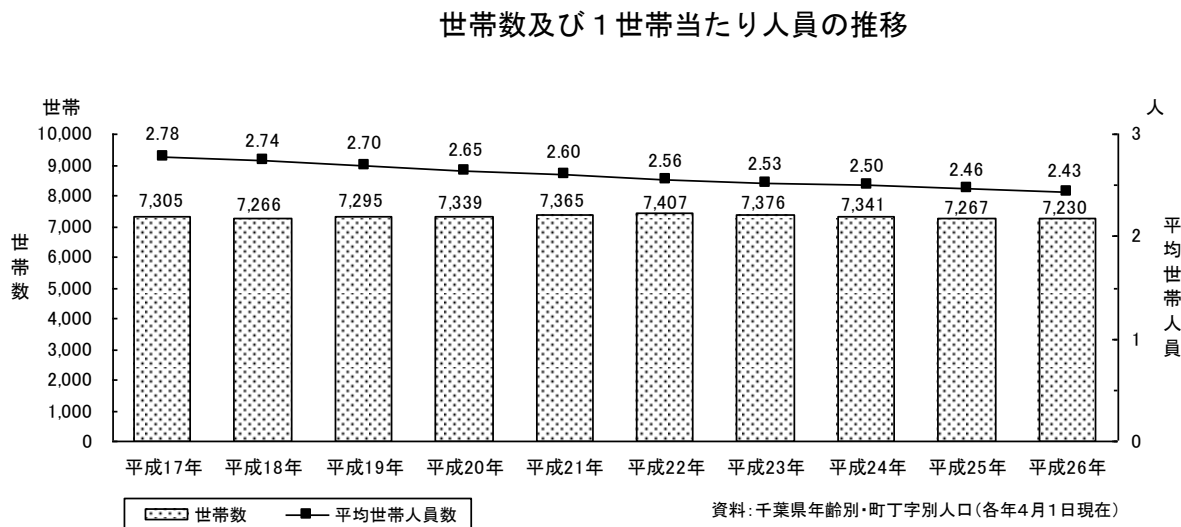
九十九里町の総人口は、平成26年4月1日現在17,560人となっています。平成17年からの10年間減少で推移しています。年少人口（0～14歳）は1,623人ですが、平成17年からの推移は、総人口と同じく減少で推移しています。また、年少人口の割合も低下し、平成26年9.2%となっています。



(2) 世帯数と1世帯当たり人員の推移

世帯数は、平成26年4月1日現在7,230世帯となっています。平成17年からの10年間の推移は、平成22年までは増加していましたが、平成23年以降は減少が続いています。

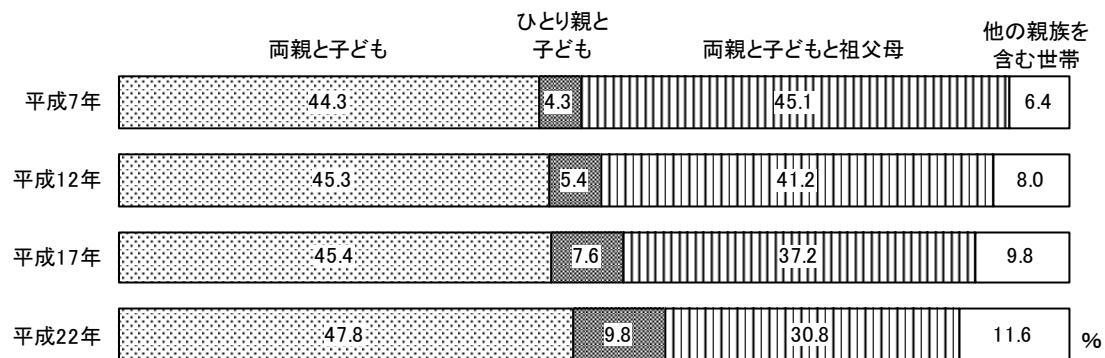
1世帯当たり人員は、平成26年2.43人と核家族化が進行していることがうかがえます。



(3) 世帯構造の推移

18歳未満の子どもがいる世帯を国勢調査でみると、次第に減少し、平成22年1,362世帯となっています。平成22年の内訳は「両親と子ども」世帯が47.8%、「両親と子どもと祖父母」世帯が30.8%、「ひとり親と子ども」世帯が9.8%となっています。「両親と子ども」及び「ひとり親と子ども」といった核家族世帯が増加し、「両親と子どもと祖父母」3世代同居世帯が減少傾向にあります。

世帯の家族類型の推移



両親と子どもと祖父母は、「夫婦と子どもと両親」「夫婦と子どもとひとり親」「夫婦と子どもと親とその他親族」の合計

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

18歳未満の子どもがいる世帯の世帯構造

単位：世帯

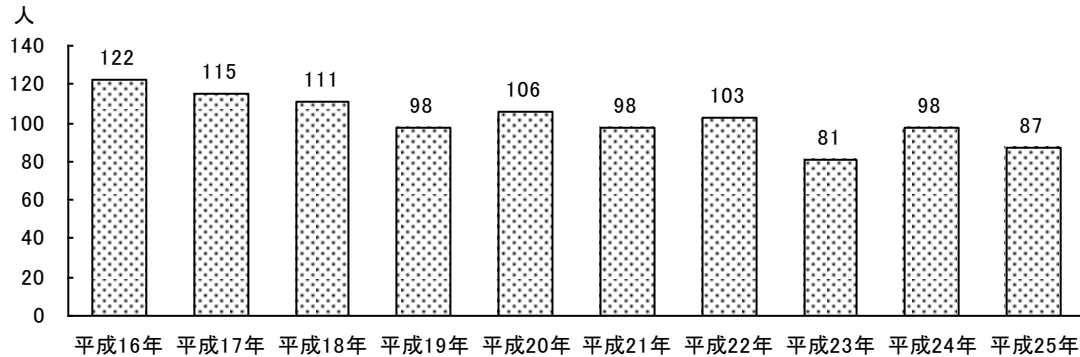
	総数	両親と子ども	ひとり親と子ども	両親と子どもと祖父母	他の親族を含む世帯
平成7年	2,244	994	96	1,011	143
平成12年	1,993	903	108	822	160
平成17年	1,661	754	126	618	163
平成22年	1,362	651	133	420	158

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は、平成 25 年 87 人となっています。平成 16 年からの 10 年間の推移では、年次によりバラツキはあるものの、傾向としては減少となっています。

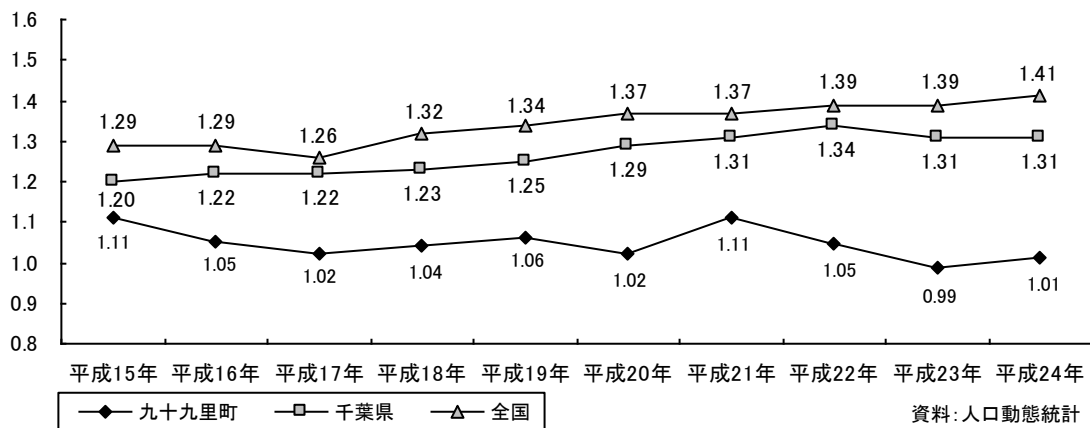
出生数の推移



資料:町資料

合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）の推移をみると、平成 15 年及び 21 年の 1.11 を除いてはいずれも 1.0 前後で推移しており、千葉県及び全国平均を大きく下回っています。

合計特殊出生率の推移



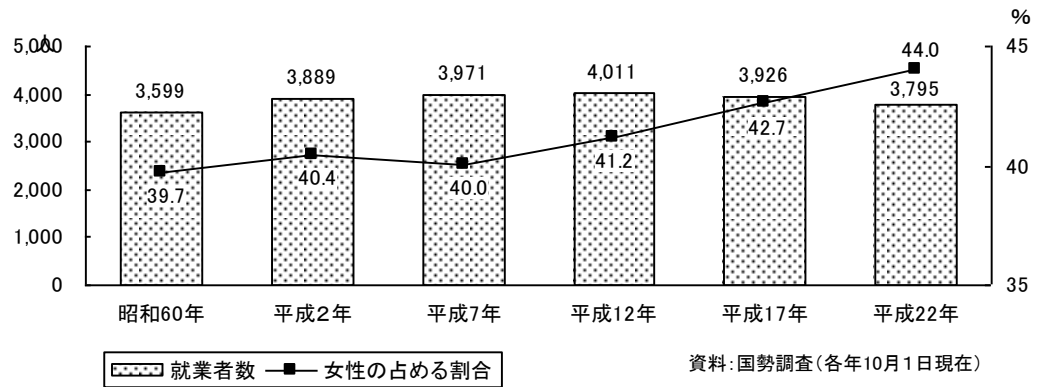
資料:人口動態統計

(5) 女性の就業者と就業率の推移

国勢調査による女性の就業者は、平成 22 年 3,795 人となっています。昭和 60 年からの推移では、平成 12 年の 4,011 人をピークに平成 17 年、22 年と減少が続いています。

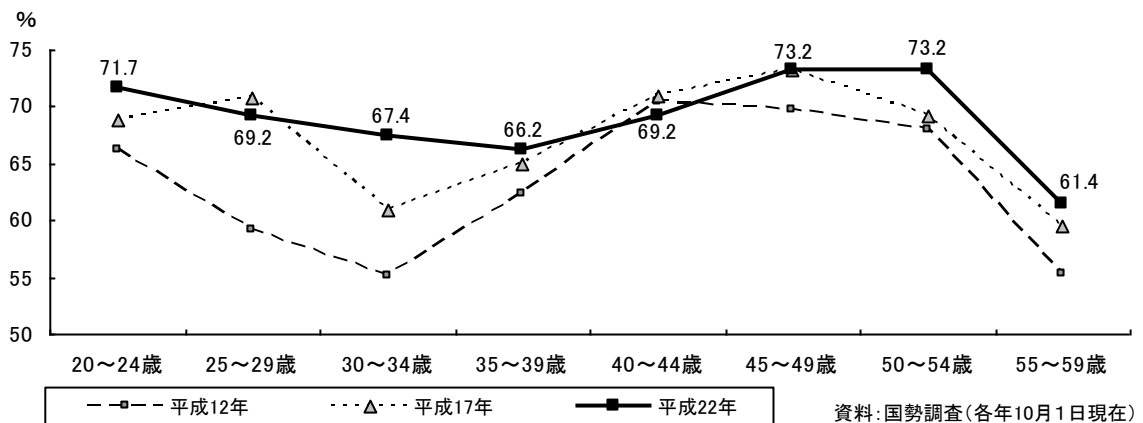
男性も含めた全就業者に対する割合は、平成 12 年以降割合を高めており、平成 22 年では 44.0%となっています。

女性の就業者と就業率の推移



女性の年齢別就業率について国勢調査の平成 12 年、17 年、22 年で比較すると、25～29 歳及び 40 歳代を除いたいずれの年齢層も、平成 22 年の就業率が最も高いものとなっています。

女性の年齢別就業率の推移



2 住民ニーズ調査の結果

(1) 調査の概要

計画の策定に先立ち、就学前児童及び小学生の保護者を対象に、子育ての実態や教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、平成 25 年 12 月から平成 26 年 1 月にかけて郵送による住民ニーズ調査を行いました。

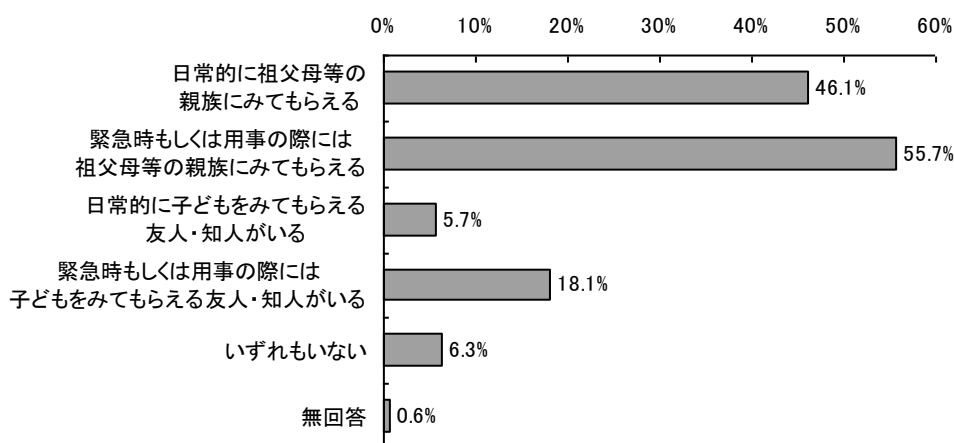
調査名	対象者	有効回収数 (有効回収率)
就学前児童調査	就学前児童の保護者 617 人	332 (53.8%)
小学生調査	小学生の保護者 106 人	49 (46.2%)

(2) 主な調査結果

①就学前児童調査

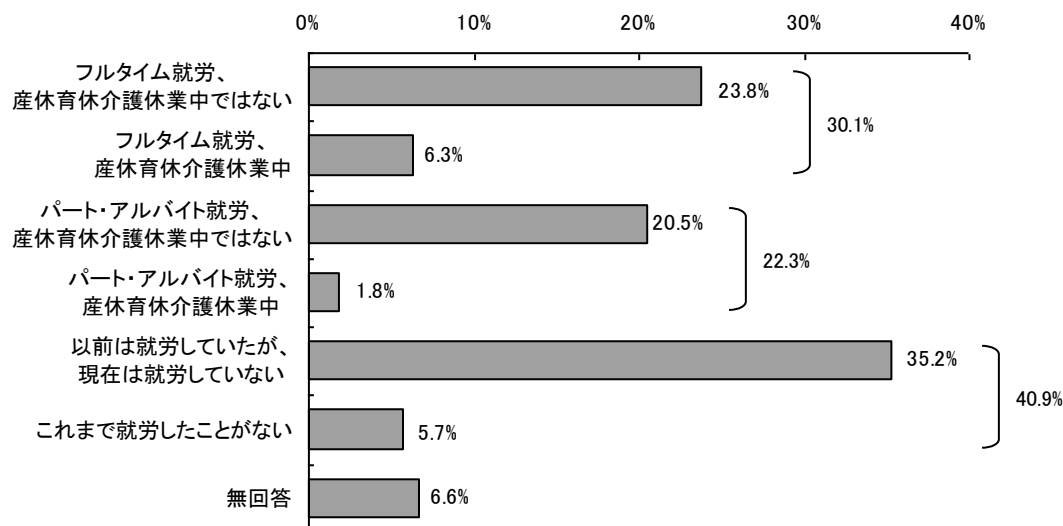
■子どもをみてもらえる親族・知人とその状況について

子どもを見てもらえる親族・知人はいるかについては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に見てもらえる」55.7%が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族に見てもらえる」46.1%、やや差があり、「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」18.1%、「日常的に子どもを見てもらえる友人・知人がいる」5.7%です。また、「いずれもない」は6.3%となっています。



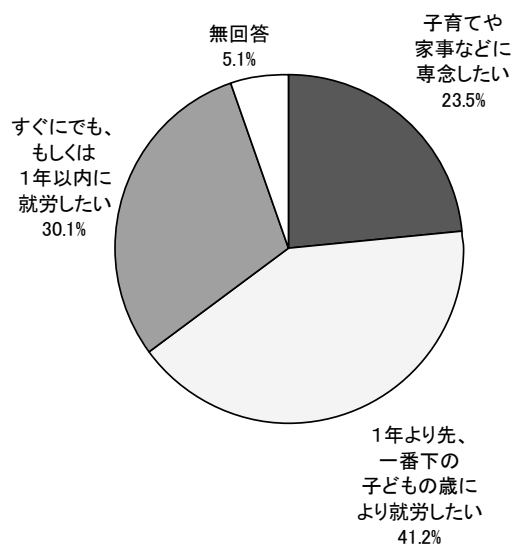
■保護者（母親）の就労状況について

母親の就労状況は「フルタイム」が30.1%、「パート、アルバイト」が22.3%、「未就労」が40.9%であり、そのうち「産休育休介護休業中」は、「フルタイム」では6.3%、「パート、アルバイト」では1.8%となっています。



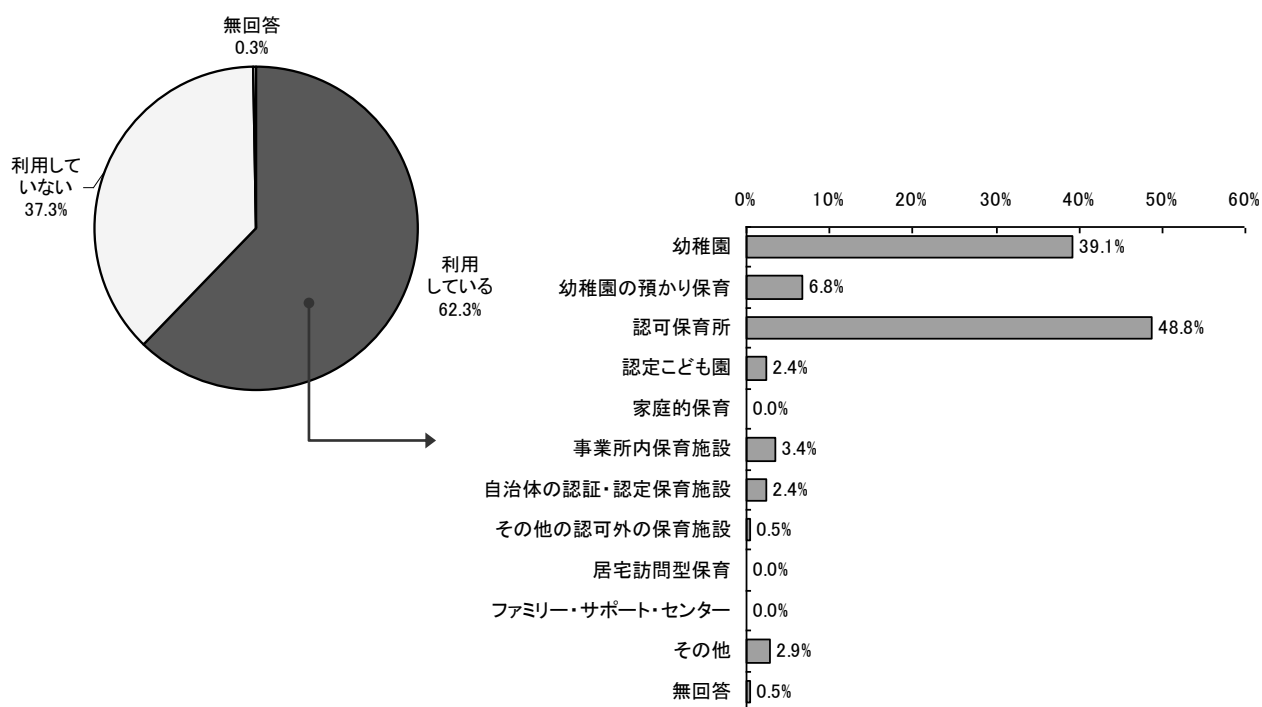
■保護者（母親）の就労希望について

母親の就労希望については、「1年より先、一番下の子どもの歳により就労したい」41.2%が最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が30.1%、「子育てや家事などに専念したい」23.5%となっています。



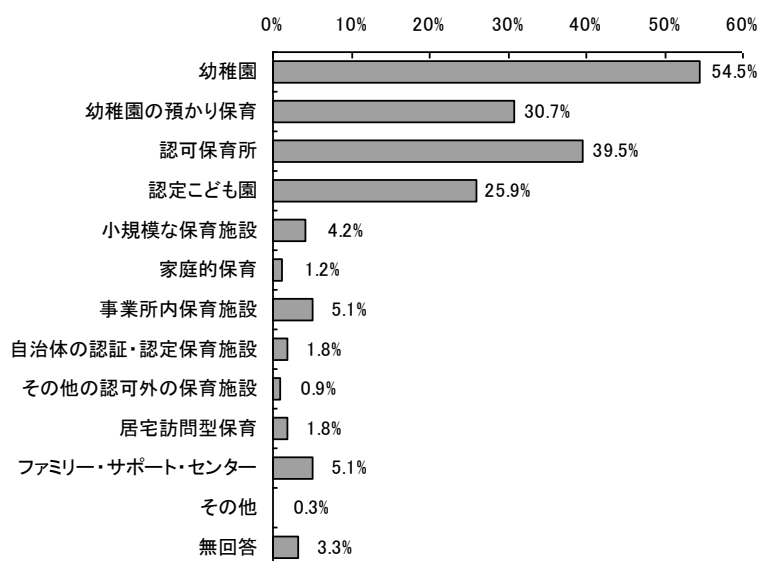
■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

定期的な教育・保育事業を「利用している」は 62.3%、「利用していない」37.3%となっています。「利用している」教育・保育事業は、「認可保育所」48.8%、「幼稚園」39.1%で9割近くなっています。また、利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」59.7%、「利用する必要がない」33.1%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」11.3%が主な理由としてあげられています。



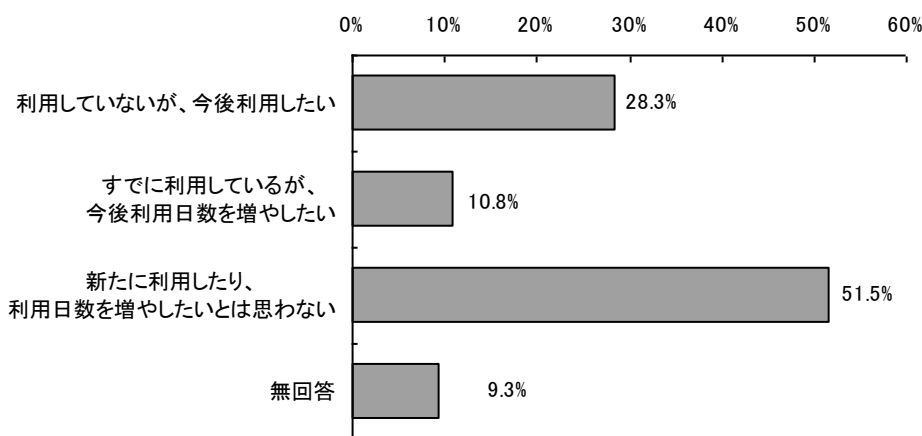
■平日の定期的な教育・保育事業の利用希望について

定期的に利用したい教育・保育事業は「幼稚園」54.5%、「認可保育所」39.5%、「幼稚園の預かり保育」30.7%、「認定こども園」25.9%が上位にあげられています。



■子育て支援センターの今後の利用について

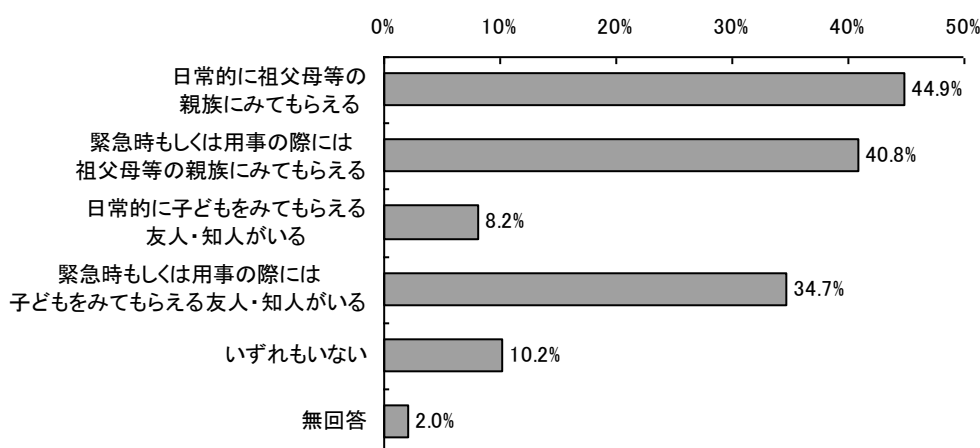
子育て支援センターの今後の利用は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」は51.5%と、2人に1人です。これに対し、「利用していないが、今後利用したい」は28.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は10.8%といったように、利用意向の高い回答は合わせて39.1%となっています。



②小学生調査

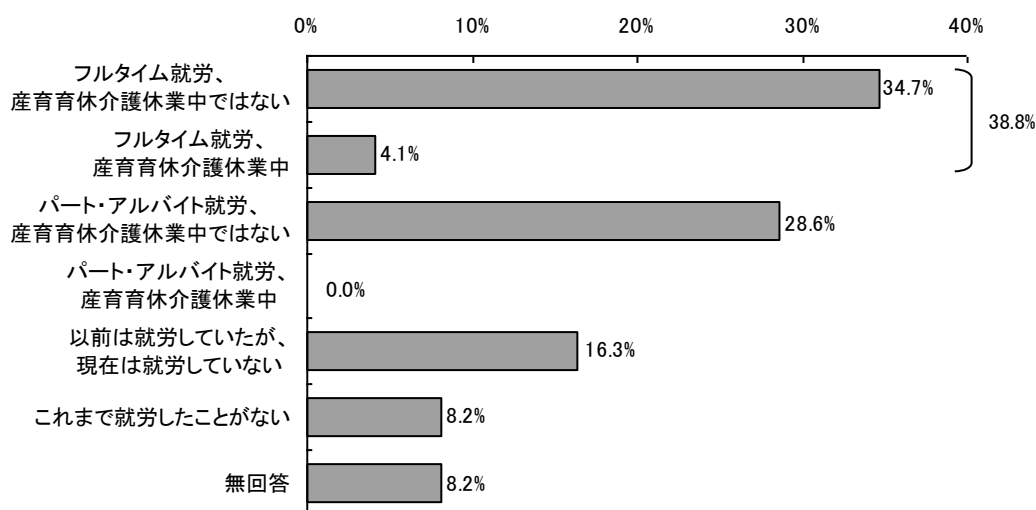
■子どもをみてもらえる親族・知人とその状況について

子どもをみてもらえる親族・知人はいるかについては、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」44.9%が最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」40.8%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」34.7%、やや差があり、「いずれもない」10.2%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」8.2%となっています。



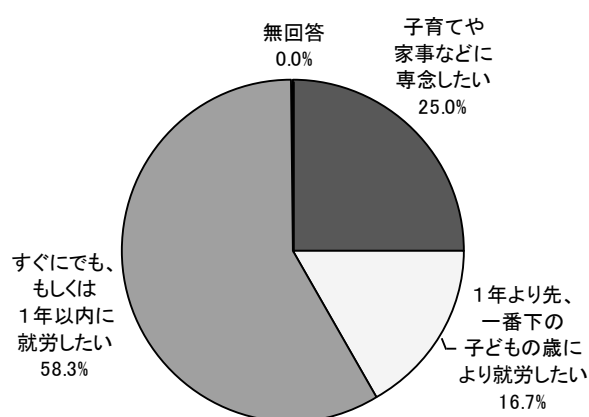
■保護者（母親）の就労状況について

母親の就労状況は、「フルタイム」が38.8%、「パート、アルバイト」が28.6%、「未就労」24.5%となっています。また、「産休・育休・介護休業中である」は「フルタイム」の4.1%となっています。「未就労」では「以前に就労していた」が16.3%、「就労したことがない」は8.2%となっています。



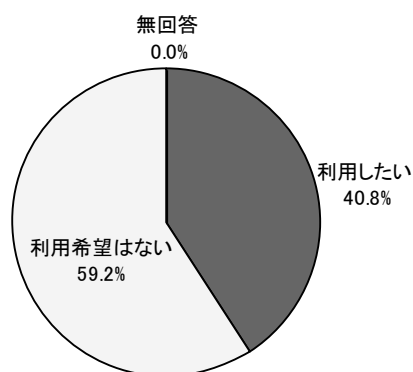
■保護者（母親）の就労希望について

母親の就労希望については、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」58.3%、「子育てや家事などに専念したい」25.0%、「1年より先、一番下の子どもの歳により就労したい」16.7%となっています。



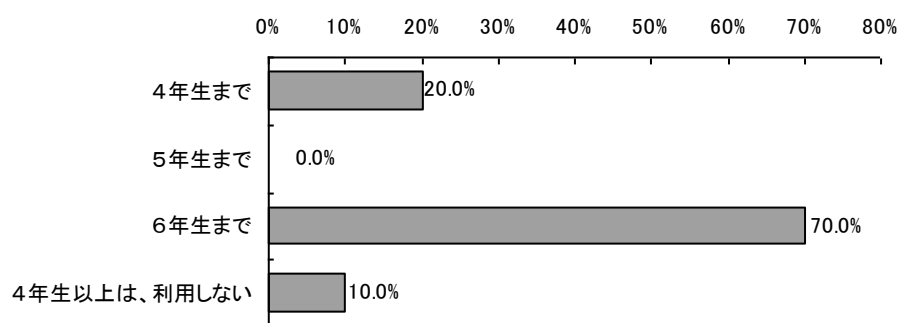
■学童クラブの利用について

平日の学童クラブの利用希望については、「利用したい」が40.8%と、「利用希望はない」59.2%を下回ります。



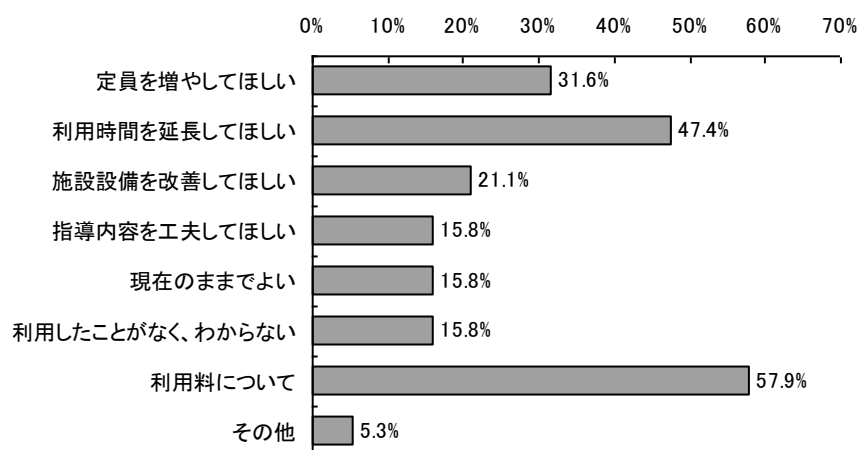
■学童クラブの対象拡大について

平日、学童クラブを「利用したい」と回答した人に、学童クラブの対象が拡大された場合の利用希望を聞いたところ、対象が拡大された場合の利用希望は、「6年生まで」70.0%、「4年生まで」20.0%、「4年生以上は利用しない」10.0%となっています。



■学童保育について

平日、学童クラブを「利用したい」と回答した人に、学童保育に対してどのように感じているか聞いたところ、「利用料について」が57.9%と最も多く、次いで、「利用時間を延長してほしい」47.4%、「定員を増やしてほしい」31.6%が上位となっています。

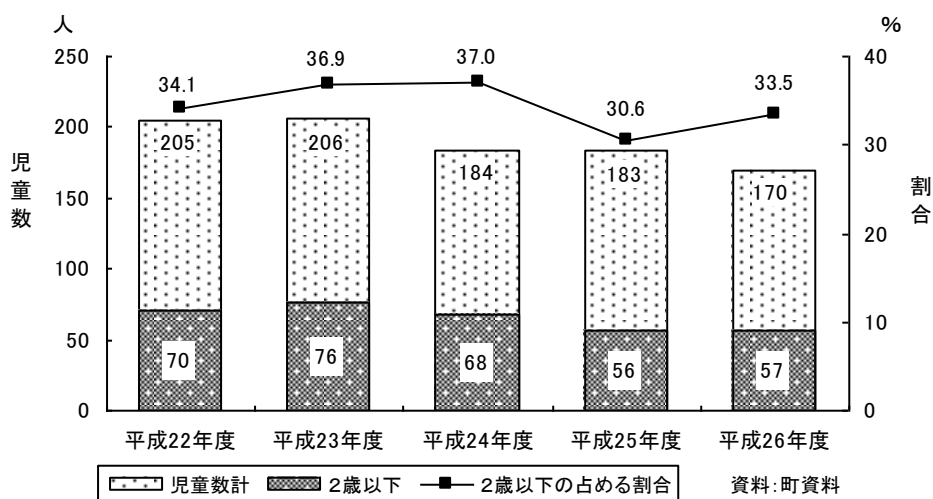


3 保育施設・幼稚園の状況

(1) 保育施設

町内の保育所は、町立保育所が4か所で、平成26年度は170人が通所しています。通所児童数は減少していますが、2歳以下の占める割合は、平成26年度に33.5%に達しており、今後増える見込みとなっています。

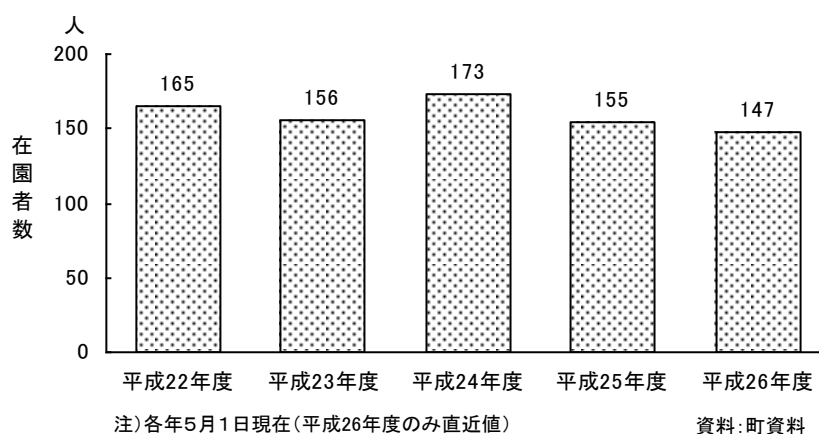
保育所園児数の推移



(2) 幼稚園

町内には2か所の幼稚園があり、平成26年度には147人が通園しています。通園児童数は、平成24年度を除き減少が続いています。

幼稚園園児数の推移



第3章 計画の基本的考え方

- 1 基本方向
- 2 基本的視点
- 3 計画の推進に向けて

1 基本方向

本町では、平成 22 年に「九十九里町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、その基本理念を「子育て、親育ちを応援する里 九十九里っこ育ちプラン」とし、地域ぐるみで子どものための子育て支援と親育て支援に取り組んできました。

計画である子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するということを前提とし、改めて地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会を目指します。

このため、これまでの基本理念を踏まえ、改めて以下の基本理念を掲げます。

**「すべての子どもと子育て家庭を
地域全体で応援し、
子どもの健やかな成長を目指す」**

2 基本的視点

「九十九里町次世代育成支援行動計画」では、地域ぐるみでの施策・事業を推進するため、6つの基本視点を掲げています。

①子どもの視点

すべての場面で子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。そして、特に子育ては男女が協力して行うべきものであるという視点に立って取り組みます。

②次代の親づくりの視点

子どもは成長して次代の親となる存在であり、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、子どもの健やかな育ち・成長の視点を重視します。

③地域で支援する視点

父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、町だけでなく企業や地域全体が協力して取り組むべき共通の課題として、協働で取り組むことが不可欠です。

④すべての子どもと家庭への支援の視点

子育ての孤立化の防止等を含め、広くすべての子どもと家庭への支援という視点で推進します。

⑤地域資源の効果的活用の視点

地域で子育てに関する活動を行っている子ども会、各種ボランティア団体、主任児童委員等をはじめとする地域の人々の力と、保育所や幼稚園、公民館、学校等の施設を十分かつ効果的に活用することが必要です。

⑥サービスの質の視点

サービス利用者に安心や満足感を感じてもらうには、サービスの質を高めていく必要があります。そのため、評価の仕組み、人材育成、情報公開などを取り入れて推進する必要があります。

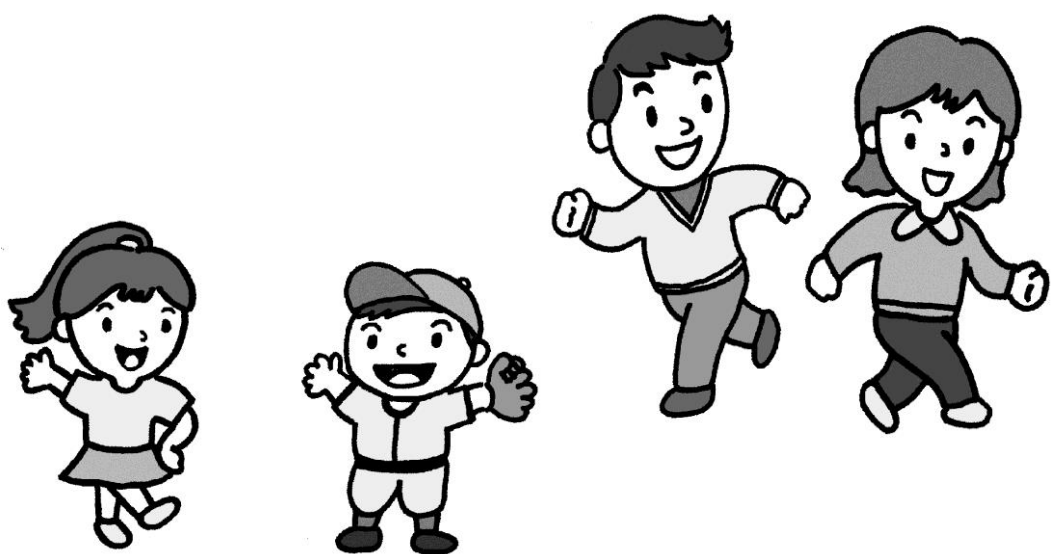
また、子育て家庭の生活実態や子育て支援サービス利用者のニーズの多様化と、子育て家庭の就業形態による特性に配慮し、利用者の視点に立った柔軟で総合的な取り組みが求められます。

「九十九里町子ども・子育て支援事業計画」においても、こうした基本的視点を念頭に、安定した子ども・子育て支援の給付、地域子ども・子育て支援事業の展開を図ります。

3 計画の推進に向けて

計画の推進にあたっては、教育・保育事業に対する住民のニーズに応えていくため、必要なサービスの量の確保と質の向上の実現を目指していきます。

今後は、取組状況を把握し、関係各課と協議しながら事業の支援を行いながら進捗状況の確認に努めます。



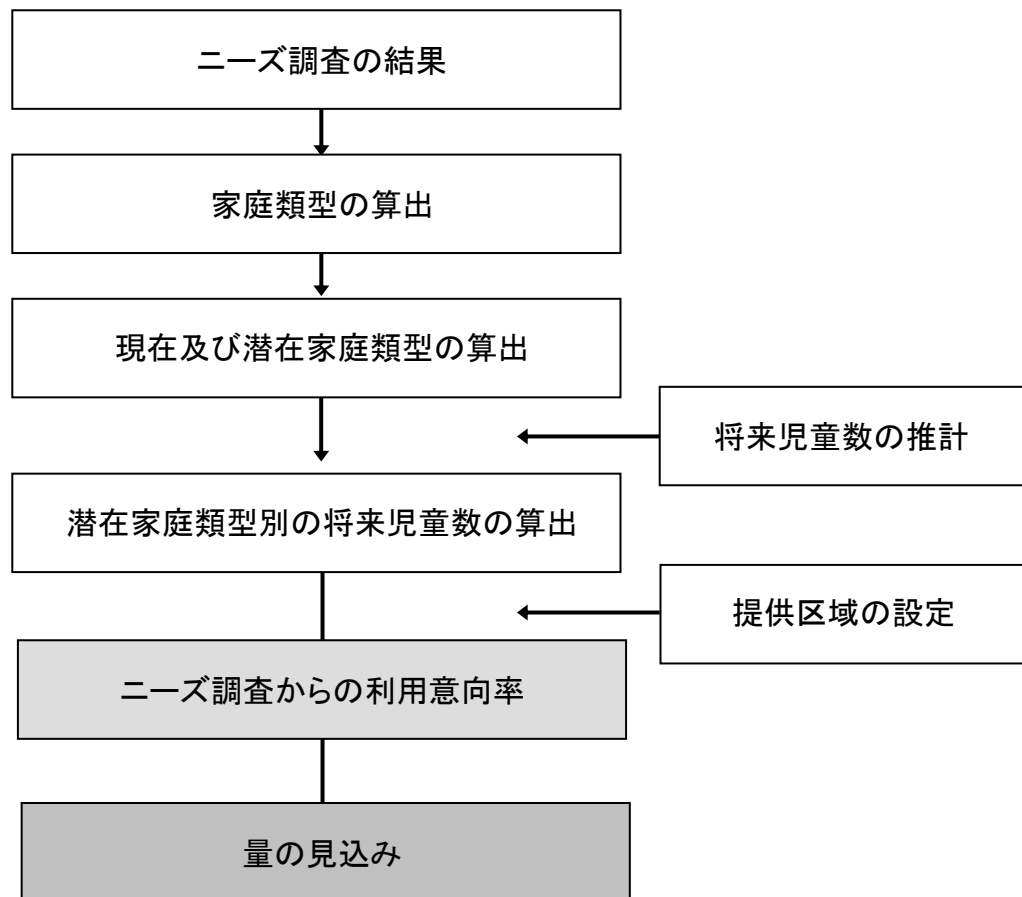
第4章 子ども・子育て支援 事業計画

- 1 量の見込みの算出
- 2 教育・保育提供区域の設定
- 3 教育・保育の量の見込みと確保方策
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 量の見込みの算出

(1) 算出方法

量の見込みの算出にあたっては、国から「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」が示されていることから、その手引きに準じて算出します。



(2) 家庭類型

本計画は、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家族類型を整理しました。

家庭類型は、父母の有無や就労状況からタイプAからタイプFの8種類に分類できます。現在の家庭類型を算出するとともに、ニーズ調査結果から対象となる子どもの保護者の就労形態等から潜在の家庭類型を算出します。

家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上、下限時間～120 時間未満の一部)
C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満、下限時間～120 時間未満の一部)
D	専業主婦（夫）
E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上、下限時間～120 時間未満の一部)
E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満、下限時間～120 時間未満の一部)
F	無業×無業

※保育の下限時間は、48 時間～64 時間の間で、市町村において設定

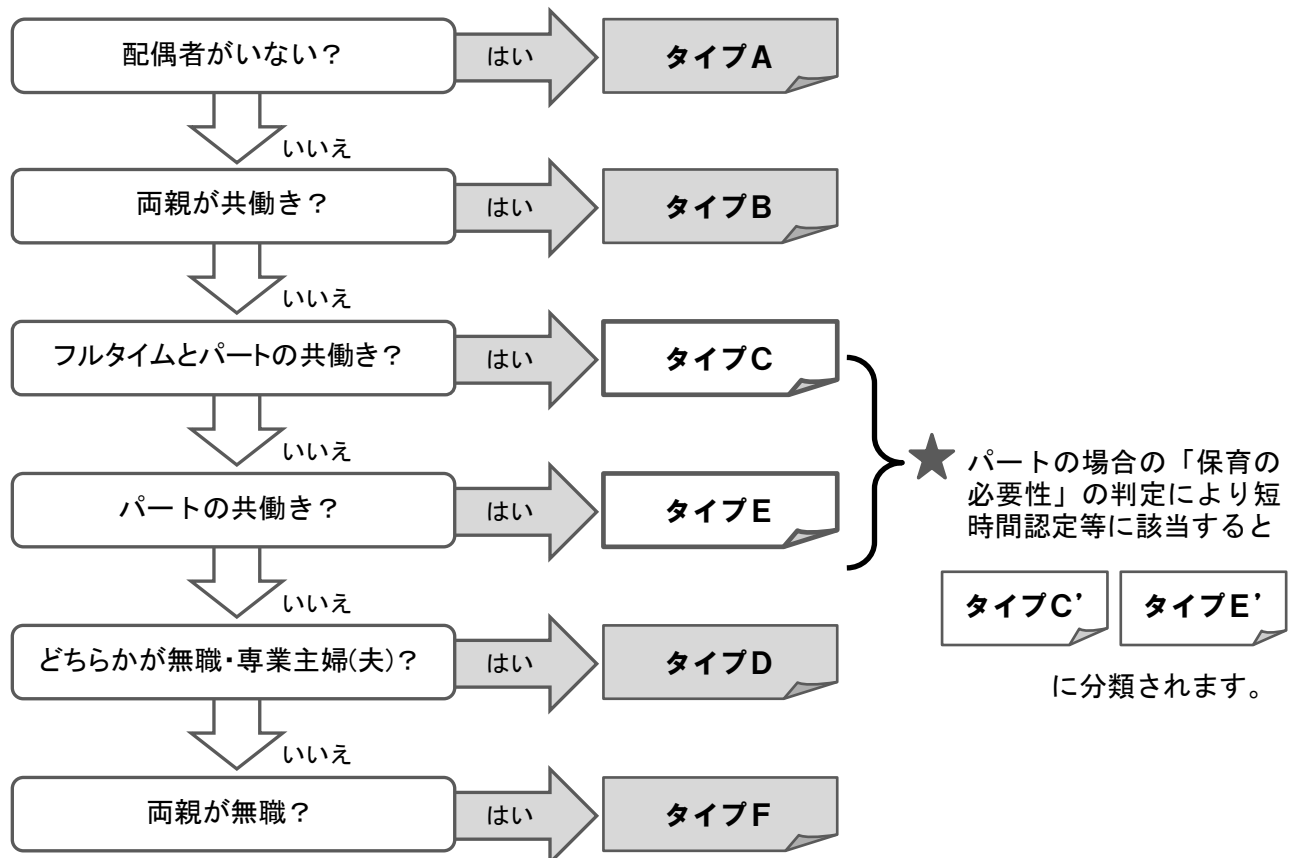
母親 父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD			タイプF

■ 0～2 歳… 3 号認定：タイプA、タイプB、タイプC、タイプE

■ 3～5 歳… 1 号認定：タイプC'、タイプD、タイプE'、タイプF

… 2 号認定：タイプA、タイプB、タイプC、タイプE

※ニーズ調査結果からの家庭類型分類イメージ



★ パートの場合の「保育の必要性」の判定

■ 3～5歳

- ・パート就労者の月就労時間が下限時間未満
- ・パート就労者が下限時間以上 120 時間未満だが、現在幼稚園利用で、今後保育所や認定こども園の利用希望がない

■ 0～2歳

- ・パート就労者が下限時間未満
- ・パート就労者の就労時間が下限時間以上だが、現在幼稚園（預かり含む）を利用している者
- ・パート就労者の就労時間が下限時間以上だが、現在事業を利用しておらず、今後利用したいもので「幼稚園（預かり含む）」しか回答していない者



※0～2歳補足

現在、幼稚園以外の保育サービスを利用している者、及び、今は何も利用していないが、今後幼稚園以外の保育サービスを利用希望の場合は「C」「E」のまま。

※保育の下限時間は、48 時間～64 時間の間で、市町村において設定。

(3) 家庭類型の算出（現在・潜在）

本計画では、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家族類型を整理します。家族類型は、ニーズ調査の両親の就労形態等の項目より、タイプAからタイプFまでの8種類に分類されます。

現在の家庭類型を基準として、母親で、現在パートタイムの人がフルタイム就労する予定があるのか、無業の人がフルタイムまたはパートタイムで就労する予定があるのかの意向によって、近い将来の潜在家庭類型を算出します。

例1) 現在専業主婦だが、「すぐにでも、もしくは1年以内に」パートタイム就労の意向がある人で、月単位の就労時間が120時間以上、または下限時間以上120時間未満の一部。

…タイプD→タイプC

例2) 現在フルタイムとパートタイムだが、両親ともフルタイムになる希望があり、実現できる見込みがある人。

…タイプC、C' →タイプB

九十九里町の現在及び潜在家庭類型の割合

家族類型集計結果		現 在	潜 在
タイプA	ひとり親	3 %	3 %
タイプB	フルタイム×フルタイム	29 %	33 %
タイプC	フルタイム×パートタイム（長）	16 %	19 %
タイプC'	フルタイム×パートタイム（短）	8 %	13 %
タイプD	専業主婦（夫）	44 %	31 %
タイプE	パートタイム（長）×パートタイム（長）	0 %	0 %
タイプE'	パート×パート（いずれかが短）	0 %	0 %
タイプF	無業×無業	1 %	1 %

(4) 「量の見込み」を算出する項目

下記の事業について「量の見込み」の算出を行うこととされています。

教育・保育に関する量の見込み

区 分	年 齢		国の手引きによる利用意向率の基本的な算出方法
1号認定	3～5歳	学校教育のみ	3歳以上の潜在タイプC'・D・E'・Fにおける「幼稚園」「認定こども園」の利用を希望する割合
2号認定		幼児期の学校教育の意向が強い	3歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおける「幼稚園」の利用を希望する割合
		保育の必要性あり	3歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの教育・保育施設・事業の利用希望がある者の割合から上記（幼児期の学校教育の利用意向が強い者）を控除した割合
			3号認定
	1～2歳		
	0歳		

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み

対象事業		対象児童
1	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生
2	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
3	妊婦健康診査	—
4	乳児家庭全戸訪問事業	—
5	一時預かり事業（預かり保育事業） ①預かり保育事業（幼稚園） ②預かり保育事業（保育所）	3～5歳 0～5歳
6	延長保育事業（時間外保育事業）	0～5歳
7	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
8	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	1～3年生、 ^(注) 4～6年生

(注) 本町では小学校高学年の実施を検討中。

(5) 将来児童数の推計

計画期間中（平成 27 年度～平成 31 年度）における将来児童数の推計を行いました。
少子・高齢化が進み、計画の目標年次である平成 31 年には 0～5 歳の就学前の人口は 453 人、6～11 歳の小学生の人口は 523 人と予測されます。

未就学児（0～5 歳児）の計画期間の予測推計

単位：人

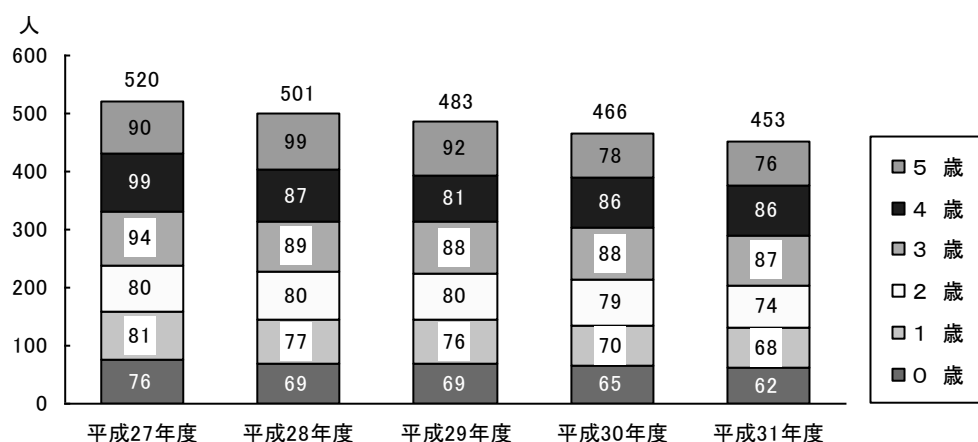
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	76	69	69	65	62
1 歳	81	77	76	70	68
2 歳	80	80	80	79	74
3 歳	94	89	88	88	87
4 歳	99	87	81	86	86
5 歳	90	99	92	78	76
合 計	520	501	483	466	453

小学生（6～11 歳児）の計画期間の予測推計

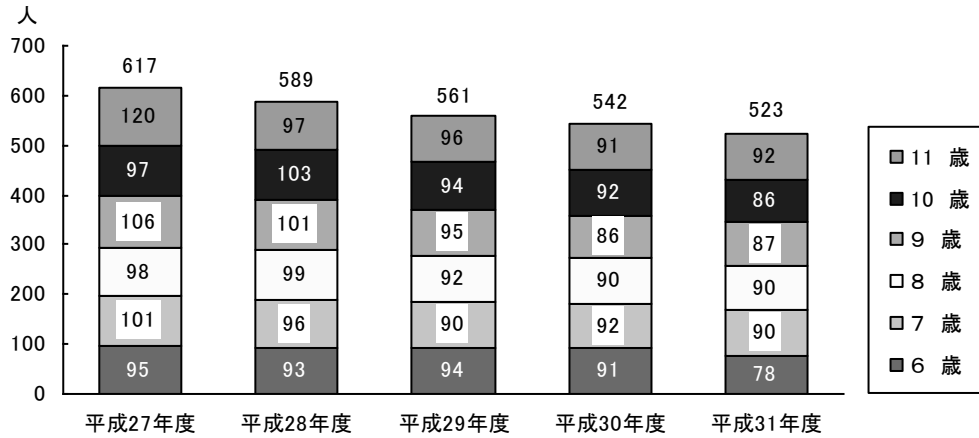
単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
6 歳	95	93	94	91	78
7 歳	101	96	90	92	90
8 歳	98	99	92	90	90
9 歳	106	101	95	86	87
10 歳	97	103	94	92	86
11 歳	120	97	96	91	92
合 計	617	589	561	542	523

将来児童数の推計（未就学児）



将来児童数の推計（小学生）



（６）潜在家庭類型別将来児童数の算出

将来児童数に、潜在家庭類型別割合を掛け合わせて、潜在家庭類型別児童数を算出します。ここでは平成 27 年の潜在家庭類型別児童数を算出します。

家族類型型集計結果		就学前 児童数 (0～5歳)		潜在家庭類型 別割合		潜在家庭類型 別将来児童数
タイプA	ひとり親	520人	×	3 %	=	16人
タイプB	フルタイム×フルタイム			33 %		172人
タイプC	フルタイム×パートタイム（長）			19 %		99人
タイプC'	フルタイム×パートタイム（短）			13 %		68人
タイプD	専業主婦（夫）			31 %		161人
タイプE	パートタイム（長）×パートタイム（長）			0 %		0人
タイプE'	パート×パート（いずれかが短）			0 %		0人
タイプF	無業×無業			1 %		5人

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、基本的記載事項として、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。

九十九里町では、「教育・保育提供区域」は町単位とします。



3 教育・保育の量の見込みと確保方策

潜在家庭類型別の将来児童数に、認定こども園、幼稚園、保育所などを利用したいと回答している利用意向率を掛け合わせることで、認定区分ごとのニーズ量を算出します。

単位：人

	3歳以上			0～2歳	
	1号認定	2号認定		3号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い※	保育所希望	保育所希望0歳	保育所希望1～2歳
平成27年度	104	43	128	14	64
平成28年度	102	42	125	13	60
平成29年度	99	41	122	12	57
平成30年度	97	40	120	12	54
平成31年度	96	40	118	12	51

※注）現在、幼稚園で預かり保育を受けている人を想定しています。

〈平成27年度〉

単位：人

	3歳以上			0～2歳	
	1号認定	2号認定		3号認定	
	幼稚園希望	幼児期の学校教育の利用希望が強い	保育所希望	保育所希望0歳	保育所希望1～2歳
ニーズ量の見込み（A）	104	43	128	14	64
確保方策提供量（B）					
認定こども園					
保育所			130	10	70
幼稚園	110	50			
過不足分（B）－（A）	6	7	2	△4	6
確保方策の内容	町立保育所4箇所のうち平成27年度より1ヵ所休園します。 1号認定及び2号認定の学校教育の利用希望が強いニーズ量に対しては、ニーズ量を上回る確保を図りますが、3号認定については0歳のみニーズを下回る確保となっています。				

〈平成 28 年度〉

単位：人

	3 歳以上			0～2 歳	
	1 号認定	2 号認定		3 号認定	
	幼稚園 希望	幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	保育所 希望	保育所 希望 0 歳	保育所 希望 1～2 歳
ニーズ量の見込み（A）	102	42	125	13	60
確保方策提供量（B）					
認定こども園	50	25	40	5	24
保育所			90	5	46
幼稚園	60	25			
過不足分（B）－（A）	8	8	5	△3	10
確保方策の内容	片貝保育所と片貝幼稚園の統合により、平成 28 年度より新たに認定こども園を 1 カ所開設します。1 号認定及び 2 号認定の学校教育の利用希望が強いニーズに対してはニーズ量に対応した確保を図ります。				

〈平成 29 年度〉

単位：人

	3 歳以上			0～2 歳	
	1 号認定	2 号認定		3 号認定	
	幼稚園 希望	幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	保育所 希望	保育所 希望 0 歳	保育所 希望 1～2 歳
ニーズ量の見込み（A）	99	41	122	12	57
確保方策提供量（B）					
認定こども園	120	60	110	12	60
保育所			30	3	20
幼稚園					
過不足分（B）－（A）	21	19	18	3	23
確保方策の内容	豊海保育所と豊海幼稚園の統合により平成 29 年度より新たに認定こども園を 1 カ所開設します。認定こども園は 2 園となり、ニーズ量に対応した確保を図ります。				

〈平成 30 年度〉

単位：人

	3 歳以上			0～2 歳	
	1 号認定	2 号認定		3 号認定	
	幼稚園 希望	幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	保育所 希望	保育所 希望 0 歳	保育所 希望 1～2 歳
ニーズ量の見込み（A）	97	40	120	12	54
確保方策提供量（B）					
認定こども園	120	60	110	12	60
保育所			30	3	20
幼稚園					
過不足分（B）－（A）	23	20	20	3	26
確保方策の内容	認定こども園、保育所により、ニーズ量に対応した確保を図ります。				

〈平成 31 年度〉

単位：人

	3 歳以上			0～2 歳	
	1 号認定	2 号認定		3 号認定	
	幼稚園 希望	幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	保育所 希望	保育所 希望 0 歳	保育所 希望 1～2 歳
ニーズ量の見込み（A）	96	40	118	12	51
確保方策提供量（B）					
認定こども園	120	60	140	15	80
保育所					
幼稚園					
過不足分（B）－（A）	24	20	22	3	29
確保方策の内容	認定こども園により、ニーズ量に対応した確保を図ります。				

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

潜在家庭類型から利用意向率・意向日数等を計算し、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出します。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者支援	カ所	2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業	人/年	720	679	641	610	580
妊婦健康診査	件	76	69	69	65	62
乳児家庭全戸訪問事業	件/年	76	69	69	65	62
一時預かり事業	幼稚園	人/年	2,000	2,000	2,000	2,000
	保育所	人/年	350	350	350	350
延長保育事業	人/年	1,900	1,850	1,800	1,800	1,750
病児保育事業	人/年	検 討				
放課後児童クラブ	低学年	人/日	86	82	79	78
	高学年	人/日	15	14	13	12



(1) 利用者支援

《事業の概要》

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

〈九十九里町の現状〉

子育てに関わる健康福祉課、教育委員会において、情報提供や相談利用支援等を行っています。

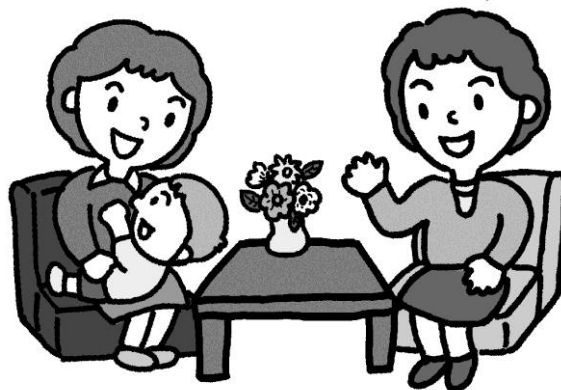
〈目標事業量〉

単位：カ所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量 (A)	2	2	2	2	2
確保方策・提供量 (B)	2	2	2	2	2
過不足分 (B) - (A)	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

◎利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の提供や、相談利用支援できる体制を継続して実施します。



(2) 地域子育て支援拠点事業

《事業の概要》

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〈九十九里町の現状〉

平成 25 年度に地域子育て支援センターを開設し、親子が集まる場を提供しています。また、あわせて保育所の園開放や幼稚園の「ふれあい広場」などにより気軽に集まれる場を提供しています。

単位：人/年

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ 利用者数	地域子育て 支援センター	—	—	—	—	3,638
	保育所の 園開放	253	124	121	143	125
	幼稚園の「ふれ あい広場」	63	125	141	120	118
	合 計	316	249	262	263	3,881

注）地域子育て支援センターは平成 25 年度開設。

〈目標事業量〉

単位：人/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（A）	720	679	641	610	580
確保方策・提供量（B）	4,500	4,500	4,900	4,900	4,900
過不足分（B）－（A）	3,780	3,821	4,259	4,290	4,320

〈確保方策〉

◎平成 25 年度の実績では、年間 3,881 人となっています。ニーズ調査による量の見込みでは年間 720 人と実績より少なめですが、今後は、地域子育て支援センターの機能充実と認定こども園の整備など、地域子育て支援拠点事業を充実します。

※15 頁(子育て支援センターの今後の利用について)参照

(3) 妊婦健康診査

《事業の概要》

妊産婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

〈九十九里町の現状〉

妊娠届出時に受診票 14 回分を交付し、医療機関において妊婦健康診査を行っています。

単位：件

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診票交付者数 (1 回目)	106	92	83	100	87

〈目標事業量〉

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量 (A)	76	69	69	65	62
確保方策・提供量 (B)	76	69	69	65	62
過不足分 (B) - (A)	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

◎〇歳児の推計人口を妊産婦数とみなし、妊産婦の 100%が妊婦健康診査を受けるものとして見込みます。

◎量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持・充実します。



(4) 乳児家庭全戸訪問事業

《事業の概要》

生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〈九十九里町の現状〉

保健師が家庭を訪問し、すべての乳児の養育に関する相談・指導、育児の悩み等の相談を行っています。

単位：件/年

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数	83	74	74	76	77

〈目標事業量〉

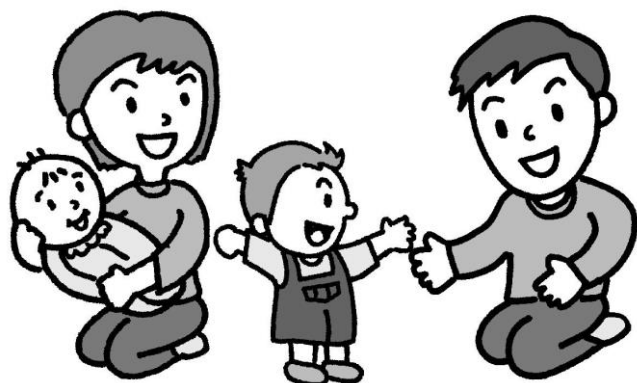
単位：件/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量 (A)	76	69	69	65	62
確保方策・提供量 (B)	76	69	69	65	62
過不足分 (B) - (A)	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

◎0歳児の推計人口を訪問する乳児家庭とみなし、乳児のいるすべての家庭の訪問を見込みます。

◎量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持・充実します。



(5) 一時預かり事業（預かり保育事業）

①預かり保育事業（幼稚園）

《事業の概要》

幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき、午後2時までを標準的な教育時間として運営しています。通院・介護などの保護者ニーズに応えるため、一時的に預かる事業です。

〈九十九里町の現状〉

本町では、町立幼稚園に通園している園児を対象に、教育時間終了後から午後5時（夏期・冬季・春期休業期間中は午前9時から午後5時）まで、通院や看護等のため、保護者からの保育時間の延長ニーズに対応するため、町立幼稚園2園で、定員を各園1日20人として、預かり保育を実施しています。

単位：人/年

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	1,108	1,905	1,841	1,945	1,374

〈目標事業量〉

単位：人/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（A）	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保方策・提供量（B）	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

◎幼稚園における一時預かり事業と平成28年度に開設の認定こども園における幼稚園型一時預かり事業を合わせ確保します。

単位：人/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
片貝幼稚園	1,000	—	—	—	—
豊海幼稚園	1,000	1,000	—	—	—
かたかいこども園	—	1,000	1,000	1,000	1,000
とようみこども園	—	—	1,000	1,000	1,000
計	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

②預かり保育事業（保育所）

《事業の概要》

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所等において一時的に預かる事業です。

〈九十九里町の現状〉

本町では、作田保育所で平成 21 年度より一時保育を実施しています。

単位：人/年

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	134	241	158	336	308

〈目標事業量〉

単位：人/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（A）	350	350	350	350	350
確保方策・提供量（B）	350	350	360	360	360
過不足分（B）－（A）	0	0	10	10	10

〈確保方策〉

◎保育所における一時保育事業と平成 28 年度に開設の認定こども園における一時預かり事業を継続して実施します。

単位：人/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
東保育所	350	350	180	180	—
片貝保育所	—	—	—	—	—
豊海保育所	—	—	—	—	—
かたかいこども園	—	—	—	—	180
とようみこども園	—	—	180	180	180
計	350	350	360	360	360

(6) 延長保育事業（時間外保育事業）

《事業の概要》

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

〈九十九里町の現状〉

本町では、町内すべての保育所で午前7時30分から8時、午後4時から7時までの延長保育を実施しています。

単位：人/年

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	1,920	1,956	1,944	1,776	1,699
実施園数	4 園	4 園	4 園	4 園	4 園

〈目標事業量〉

単位：人/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（A）	1,900	1,850	1,800	1,800	1,750
確保方策・提供量（B）	1,900	1,850	1,800	1,800	1,750
過不足分（B）－（A）	0	0	0	0	0

〈確保方策〉

◎保育所と平成28年に開設の認定こども園における延長保育を継続します。

単位：人/年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
東保育所	550	500	450	450	—
片貝保育所	650	—	—	—	—
豊海保育所	700	700	—	—	—
かたかいこども園	—	650	600	600	1,000
とようみこども園	—	—	750	750	750
計	1,900	1,850	1,800	1,800	1,750

(7) 病児保育事業

《事業の概要》

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

〈九十九里町の現状〉

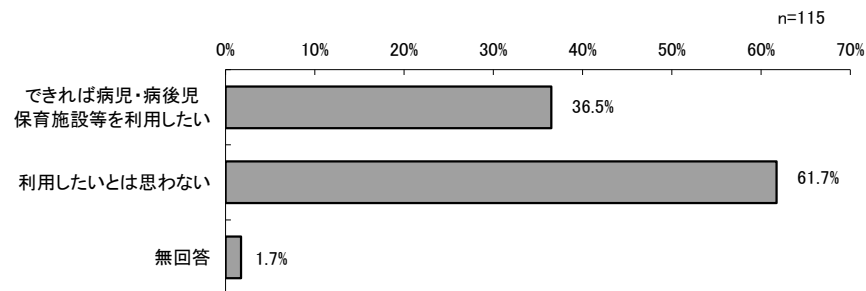
町内では実施していないため、町外の病児保育施設を利用しています。

〈確保方策〉

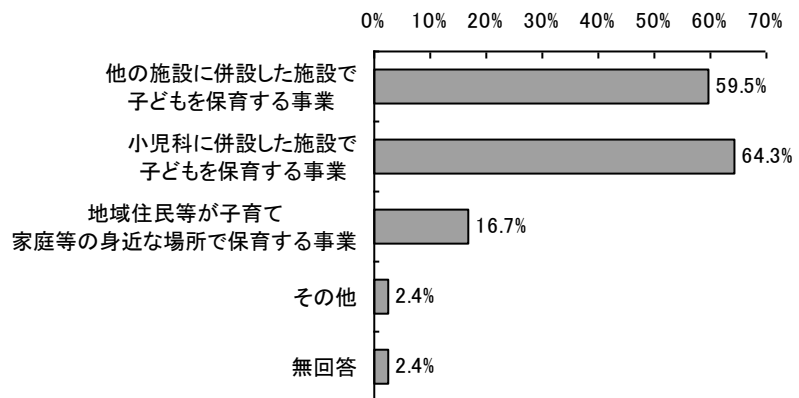
◎将来における可能性と社会的必要性を考慮し、事業実施を検討します。

ニーズ調査より

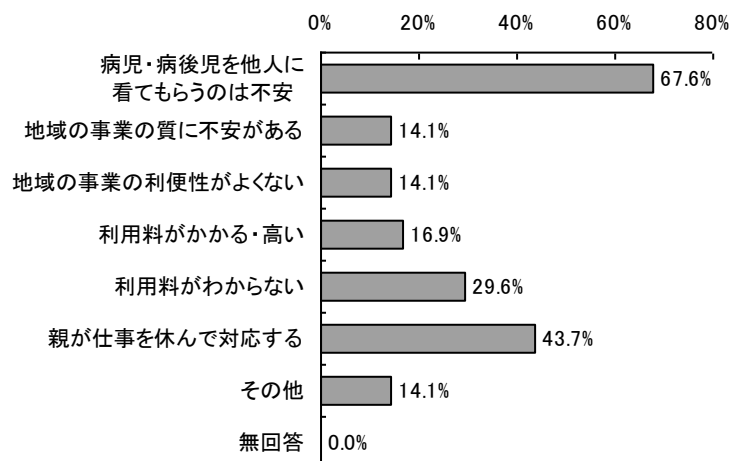
■病児・病後児のための保育施設等を利用したい



■子どもを預ける場合の望ましい事業形態



■利用したいと思わない理由



(8) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

《事業の概要》

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

〈九十九里町の現状〉

平成 16 年度から各小学校区に 1・2・3 クラブを設置し、定員各 30 人（1～3 年生）で実施しています。

単位：人/日

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定員数	90	90	90	90	90
利用者数	66	60	62	68	81

〈目標事業量〉

低学年

単位：人/日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（A）	86	82	79	78	78
確保方策・提供量（B）	90	90	90	90	90
過不足分（B）－（A）	4	8	11	12	12

高学年

単位：人/日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（A）	15	14	13	12	12
確保方策・提供量（B）	0	0	0	12	12
過不足分（B）－（A）	△15	△14	△13	0	0

〈確保方策〉

◎今後の放課後児童クラブは、小学 3 年生までの低学年については、ニーズ量を継続します。また、4～6 年生の高学年については、将来における可能性と社会的必要性を考慮し、事業実施を検討します。

(9) 養育支援訪問事業

《事業の概要》

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

〈九十九里町の現状〉

乳児家庭全戸訪問事業等と連携し、対応していきます。

(1 0) 子育て短期支援事業

《事業の概要》

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）】

〈九十九里町の現状〉

子育て短期支援を行う事業について、可能な範囲で検討していきます。

(1 1) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

《事業の概要》

乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

〈九十九里町の現状〉

子育て援助活動支援を行う事業について、可能な範囲で検討していきます。



(1 2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業の概要》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

〈九十九里町の現状〉

実費徴収に係る補足給付を行う事業について、可能な範囲で検討していきます。

(1 3) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

《事業の概要》

特定教育・保育施設等への民間事業者への参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

〈九十九里町の現状〉

多様な主体の参入促進事業について、可能な範囲で検討していきます。

第5章 その他関連施策・事業

- 1 教育・保育の一体的提供の推進
- 2 次世代の育成支援
- 3 母子保健の取り組み

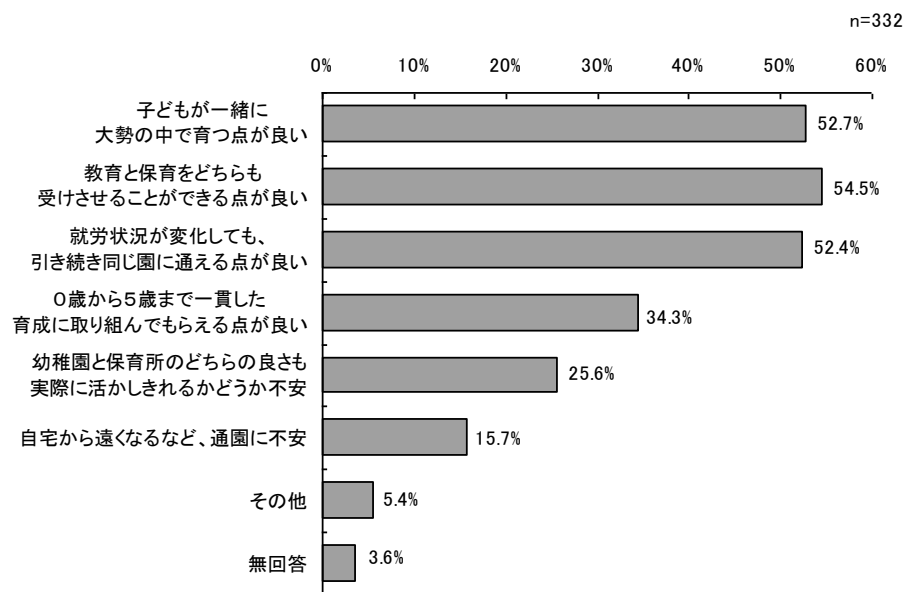
1 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園への取り組み

本町は、第4次九十九里町総合計画において幼保一元化の推進を掲げ、九十九里町次世代育成支援対策地域行動計画（後期）においても就学前児童に関して幼稚園・保育所の一元的な運営のあり方を検討し、地域での子育て支援活動を推進しています。

こうした経過の中で、認定こども園は非常に有効な制度であるとして本町に適した型の認定こども園の設置について検討を重ねてきた結果、現有の2つの幼稚園、4つの保育所の再編（統廃合）を図り、認定こども園の開設に向けた取組を進めています。

■認定こども園についてどう思うか。



ニーズ調査により、「認定こども園」について聴取したところ下記のとおり多くの肯定的な回答を得ることができました。

☐ 子どもと一緒に大勢で育つ点が良い！

☐ 教育と保育をどちらも受けさせることができる点が良い！

☐ 就労状況が変化しても引き続き同じ園に通える点が良い！

（２）認定子ども園の整備

本町では、上記３点の意見を踏まえ、認定こども園の整備を重点施策と位置付け、認定こども園の普及・啓発に取り組むこととします。

《重点施策》

平成２８年度

- 「片貝幼稚園」と「片貝保育所」を再編し、「片貝保育所」を拠点とした「（仮称）かたかいこども園」を開設します。

平成２９年度

- 「豊海幼稚園」と「豊海保育所」を再編し、「豊海幼稚園」を拠点とした「（仮称）とようみこども園」を開設します。

平成３１年度

- 平成２８年度開設の「（仮称）かたかいこども園」と「東保育所」を再編し、新たな土地に新たな建物を設置し、「（仮称）かたかいこども園」の開設を目指します。

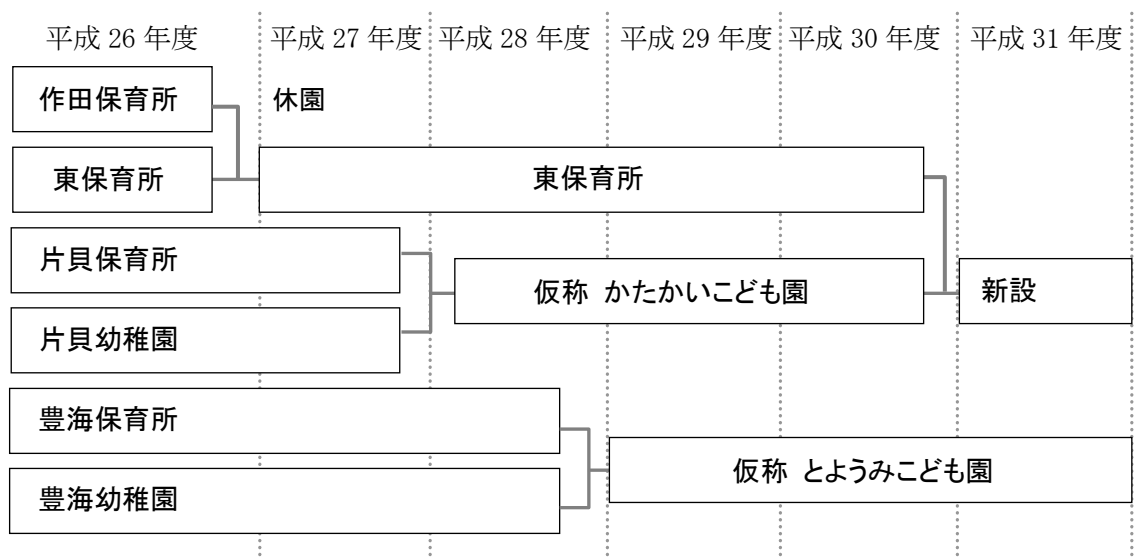
(3) 教育・保育の一体的な整備と運営

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能と施設整備を一体的にとらえた環境の整備が重要となります。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

■認定こども園の整備スケジュール

教育・保育の一体的な提供を行うため、認定こども園を次のスケジュールのもとに開設します。



■教育・保育機能の充実

子育てに関する情報提供や相談活動など地域に開かれた子育て支援施設としての機能充実を図ります。また、幼保連携型こども園の教育課程や保育内容に準拠したカリキュラムの策定や研修会など教育・保育の一体的な提供の推進に向けた幼稚園教諭と保育士の相互理解に努めます。

2 次世代の育成支援

「次世代育成支援行動計画」は、核家族化や少子化等に対応するための総合的な子育て環境づくりをするための計画で、「次世代育成支援対策推進法」の10年間の延長に伴い、本町においても継続して策定します。そのことから、計画の「基本方針」、「施策体系」は、現行の行動計画を引き継ぐこととします。

《基本施策》

次世代育成支援対策推進法において、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するものとされており、子どもの育つ場所は「家庭」を基本的な考え方の根底に位置付けます。

そして、子どもの視点で、子どものために、幼稚園・保育所・認定こども園・学校・町民など地域が関わり、親子の育ちを支援することが目標です。地域の関わりという点で、各地区で世帯構成、就業構造などの特性を踏まえて、地域からの視点と町全体で考える視点が不可欠と考えます。

子どもは元来、育つ力をもって生まれてきます。親の育てる力で子どもの育とうとする力を伸ばし、子どもが学びながら成長していくことが親の育ちにもつながります。しかし、めまぐるしい社会変化や家族形態の変化などにより、子育てに対する不安や支援を得る機会が得にくくなっています。そのため、地域の様々な資源が親子に関わり、親子の育ちを支援することが最も重要であり、次世代の親をつくる点からも重要と考えます。

2-1 九十九里っこ 地域で親といっしょにすくすく育つ

(1) 保育サービス

保育ニーズと通所状況をふまえ、保育サービスを推進します。地域の子育て支援拠点としての取り組みを推進するとともに、利用者が満足できる保育サービスをめざして、サービス評価を継続して行うとともに、保育士の研修をはじめとする保育の質の向上を図るための取り組みを支援します。

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
サービス評価	公立保育所で、内部評価を定期的実施し、日常の保育にいかしている。	● 継続して実施する。外部評価の実施方法について検討する。	健康福祉課
保育の質の向上を支援する取り組み	町内の保育施設のサービスの質の向上を図るための取り組みを支援していくことが課題となっている。	● 保育の質の向上を図るため、町内保育施設での取り組み、情報提供や研修機会の確保を支援する。	健康福祉課

（２）放課後児童健全育成

放課後、休日等の子どもの居場所づくりを推進し、家庭・地域・学校等など連携して子どもの健やかな育ちを支援します。

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
放課後子ども教室の取り組み	放課後や夏休み等に、小学校等の施設を活用し、子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを進めている。活動としては、安全管理員の見守りのもとで、子ども同士の交流を行ったり、学習アドバイザーによる学習等行っている。	希望する学校区を調査把握し、実施に向けて計画的な整備の推進について検討します。	教育委員会

（３）親子の育ちを応援する環境づくり

親子の育ちの側面的な支援として、情報提供や相談は重要であることから、子育て情報を集約したパンフレットの作成、町ホームページを活用して情報提供に努めます。

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
子育て支援情報の提供	保健センター、保育所・幼稚園、学校等でお便り、パンフレット、町ホームページなどで情報を提供している。 ブックスタート事業ですべての4か月児に対し「子育て支援情報」を配付している。	継続して実施し、各種事業の中で提供していく。	教育委員会 健康福祉課
子育ての経済的負担を軽減する取り組み	児童手当の支給、保育料の減免制度、子ども医療費の助成制度等を実施している。	制度の周知に努め、適切な利用を促進する。	健康福祉課

(1) 正しい生活習慣のための働きかけ

親の生活習慣が子どもの生活習慣に大きく影響することから、子どもの頃から望ましい食生活や生活のリズムを確保できるように両親等保護者に働きかけるとともに、喫煙・飲酒の習慣などについての啓発を継続して取り組みます。

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
小・中学生への食生活学習教材の作成・配布及び指導	小中学生には、県などのパンフレットなどを配布している。県教委や他の機関の資料を活用したり、学校栄養職員の活用等を図っている。 給食センター栄養士が、日常の食の大切さや身体にどれだけ良いものかを指導している。	継続して学校や地域など関係機関と連携して食育の大切さを指導していく。	教育委員会

(2) 思春期の心身の成長支援

学校保健と連携して、子どもの生涯にわたる健康教育と成長段階に即した保健対策に取り組めます。そして、思春期の心のケアと次代の親を育てるという点から、中高生が乳幼児とふれあう機会を増やします。

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
子どもの生涯にわたる健康教育	各学校の保健指導計画の中で生活習慣に関するチェックや保健指導及び体育の保健学習で実施している。	継続して保健学習のなかで睡眠・食生活等の生活習慣に関する指導の充実を図る。	教育委員会
	児童・生徒で朝食を欠食したり、家族で食事をとらないなどの状況がみられる。食育事業とあわせて、子どもだけでなく親への啓発に努めている。小学校通学合宿の夕食作り支援及びおやこ食育教室を実施している。	正しい食生活ができるよう家庭にも働きかけながら継続して実施する。	健康福祉課

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
薬物乱用防止教育	各小中学校ともその重要性を認識し、関係機関、特に警察署と連携して指導を実施し、日常的または将来的な意識づくりに力を入れている。	継続して実施し、関係機関と連携を図りながら指導の充実を図る。	教育委員会
喫煙防止教育	各小中学校の保健指導計画に従って、担任や担当教師による指導を行っている。	継続して実施し、指導の充実を図る。	教育委員会
思春期性教育	各小中学校の保健指導計画に基づき、担任や担当教師により、エイズなどの性教育を行っている。また、教職員の指導力向上のための研修会（県教委等）への参加を図っている。	継続して実施し、学校・山武健康福祉センター・町健康福祉課と連携し、指導の充実を図る。	教育委員会
思春期の心のケアに関する相談	小・中学校にスクールカウンセラーを配置しており、その他にも中学校に心の相談員を配置している。スクールカウンセラーを中心に全職員で相談に対応している。	継続して実施し、相談体制の確保に努めます。	教育委員会

(1) 生きる力を伸ばす教育環境

学力や体力、人間性を含めて生きる力の伸長に資する教育環境の向上にむけて、各学校での計画に基づき、教育内容と教育施設の充実を図ります。

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
人権教育の推進	小中学校では人権教育と絡めて、男女共同参画社会のあり方を指導している。男女混合名簿の導入等、環境面でも取り組んでいる。町の人権擁護委員により、4年生を対象に人権教室を開催している。	継続して実施し、人権に関する意識の醸成を図る。	教育委員会
確かな学力の向上	各小中学校では基礎学力、確かな学力の向上を学校経営の重点に位置づけ、具現化するための教育課程を編成し、実践している。学校毎に特色ある教育課程を編成し、少人数指導、習熟度別指導等、指導法の改善、工夫をしている。校内研究計画を作成し、教職員の資質の向上を図っている。	各学校で学習内容の充実に努め、校内研修など教職員の資質の向上に継続して取り組む。	教育委員会
道徳教育の推進、教員の指導力の向上	教育委員会として道徳教育の強化と充実を重点に捉え、児童・生徒に「心のノート」を配布し、「私たちの道徳」等を活用した道徳の授業を年間指導計画に位置づけて実践している。	継続して道徳教育の推進を図る。	教育委員会

(2) 地域ぐるみの教育活動と信頼される学校運営

保護者や地域に信頼される学校は、地域に開かれ、保護者と地域と連帯感のある学校であり、子どもたちも楽しい学校生活が送れる学校と考えます。このため、きめ細かな指導のできる体制の確保をはじめ、外部人材と学校支援ボランティアの活用を促進するとともに、学校運営の外部評価、学校開放事業などを一層推進します。

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
学校教職員定数改善計画に基づく指導体制の確保、強化	小・中学校ともきめ細かな指導、少人数指導等、指導法の改善計画を立て、教員の加配を県教委に求めてきた。長期欠席者への対応として、児童生徒支援特別加配教員を配置し、不登校対策にあたっている。職員の共通理解を図りながら、指導体制の強化を図っている。	少人数指導担当等の加配教員等の確保に努め、少人数指導やきめ細かな指導ができるように支援する。	教育委員会
外部人材の活用	県教育委員会の特別非常勤講師配置事業について各小中学校に周知し、活用している。	地域に学習に効果的な人材について、特別非常勤講師としての活用を促進する。	教育委員会
学校支援ボランティアの活用推進	多様な知識や経験のある地域の人々を学校支援ボランティアとして各学校で募集登録し、活用している。クラブ活動や総合学習、パトロールなどに関わってもらっている。	クラブ活動や総合学習、パトロール活動などに地域の人材の活用を促進する。	教育委員会
余裕教室の利活用の検討	きめ細かな指導としての少人数指導学習室、会議室、相談場所として余裕教室を活用している。	継続して実施するとともに、地域への開放やその他様々な活用方法について検討する。	教育委員会
学校評価委員制度の活用	各学校で学校評価に関するアンケートを作成し、学校評価委員による外部評価と保護者の評価、教職員による内部評価を実施し、結果を学校運営の改善に活かしている。	- 継続して実施し、学校だより等で公表する。 - 学校評価委員制度を活用し、地域に開かれた学校として経営、運営に活かす。	教育委員会
活動の場の確保	町民の社会体育施設としては、九十九里町野球場、柔剣道場などが利用されているが、各小中学校の学校開放も利用が多い。土日曜日は利用が多い。	健康増進並びにスポーツ活動の場として有効利用を図る。	教育委員会

(3) やる気を発揮する体験・活動

ジュニアリーダー育成事業をはじめ、学校や地域での様々な活動、親子が共に参加したり、多世代が交流できる事業を拡充し、体験による学びを促進します。

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
ジュニアリーダー育成事業	町ジュニアリーダーズクラブ主催事業・自己研修会を開催し、県郡研修会にもスタッフとして参加、それを地区の活動に活かしており、活発な活動が行われている。	- 継続して実施する。 - 各種事業にボランティアとして参加し一層の活発化を図る。	教育委員会
学校や地域での子どもたちの文化活動や鑑賞機会の充実事業	中央公民館で様々な講座の開設やボランティアによる文化事業を開催している。小中学校の児童生徒の音楽発表の場として若い芽のジョイントコンサートや体育行事を実施している。また、小学校では、サッカー、ミニバスの交流大会を開催している。地域では子ども会活動を充実させている。	- 継続して実施し、学校や地域での活動を支援する。 - また、高齢者を講師とした夏休み等の教室を企画し、地域の伝統文化の継承に努める。 - 公民館での文化事業や親子映画会など鑑賞機会の充実を図る。	教育委員会
子どもの読書活動を推進	公民館図書室では読書環境の充実に、取り組んでいる。	図書室の利用を促進する。	教育委員会
社会教育活動の推進	子どもを対象とした事業として、青少年のつどい山武地区大会、かるた、子ども会球技大会、お楽しみ祭り、通学合宿、綱引き大会、房総かるた町大会等を開催している。	継続して実施し、多世代や地域での交流の場を確保し、参加者の拡大を図る。	教育委員会

(4) 親の育てる力の育成

子どものための親育てをめざし、子どもの成長にあわせて様々な機会をとらえた家庭教育活動を推進します。

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
親になること、家族のことなどを考える機会の創出	保育所・幼稚園の子どもへの保護者を対象に、家庭教育学級を毎年開講し、年4回の講座を開催している。幼稚園では歯科指導や交通安全指導を開催している。	継続して実施し、家庭教育のあり方について理解を深めていく。	教育委員会

(1) 安心な地域づくり

学校の安全対策活動と、子ども 110 番の家の設置、青少年相談員及び学校支援ボランティアなど地域の力と、PTA など保護者の活動が連携して子どもの安全につながるように支援します。

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
子ども110番の家支援活動	地域で子どもの安全を守るため、防犯避難所として子ども 110 番の家の確保に努めている。(約 140 か所)	継続して確保に努めている。	教育委員会
防犯パトロール	自主防犯組織の設立を支援しており、現在、自主防犯パトロール隊団体が青色回転灯装着車両や徒歩にて活動を実施しており、防犯指導員を設置している地区もある。 学校支援ボランティアによる登下校時のパトロール活動が行われている。	- 継続して組織設立の促進を図る。 - 青少年相談員の活動を継続して支援する。 - 様々な地域の人に関わり、犯罪が入ってこない地域づくりを推進する。	総務課 教育委員会

(2) 安全なまちづくり

まちづくり計画に基づき、道路・公共施設の必要性・緊急性をふまえた整備を促進します。防犯灯は、地域の実情にあわせた設置に努めます。そして、安全・安心のまちづくりをめざし、交通安全や防犯に関する啓発を徹底します。

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
親子交通安全教室	警察や交通安全協会の協力を得て、安全歩行の仕方や交通マナー等を学ぶための親子交通安全教室を実施している。	継続して実施し、交通安全の普及を図る。	総務課 教育委員会 健康福祉課
通学路等道路環境の維持・補修	歩道が未整備の箇所などは通勤等の自動車通行時は子どもたちに危険なことがある。	既存の道路環境の維持・補修に努める。	まちづくり課

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
安全・安心まちづくりの推進	指定通学路に防犯灯の設置を進めており、概ね設置済みである。 防犯については、町の広報紙・ホームページ・登録型メールなどにより啓発をしている。 また、県や警察から配布される防犯チラシを自治区を通じて回覧している。	- 防犯灯の設置について継続して実施するとともに、防犯に関する情報について周知を図る。 - 防災に対する意識を高めるため、防災訓練を継続して実施する。	総務課
学校の安全対策	学校支援ボランティアに防犯グッズを貸与し、防犯教育を実施している。	- 防災教育を継続して実施する。 - 安全マップを活用して、児童の安全意識を高めていく。 - パトロール活動を継続して実施する。	総務課
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	有害図書について町内の調査をしている。	継続して実施する。	教育委員会

(3) 子どもを愛しみ、子育てを理解する意識づくり

子どもと親子をみつめ、理解して親子に関われる親子の育ちを応援する里をめざし、男女共同参画社会の考え方、次世代育成支援対策などについて啓発と学習活動を促進します。

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画社会づくりにむけて、日常の身近な家庭・地域の間などでの啓発等を行っている。	推進員による研修などを開催し、地域での啓発活動を継続して実施する。	企画財政課
育児休業法等の取得促進	概ね周知はされていると考えられるが、取得は難しい職場もあると考えられる。	事業所等に育児休業の取得促進を働きかけていく。	健康福祉課
次世代育成支援対策推進法の周知	次世代育成支援対策の推進方策を検討する必要がある。	本計画の公表・周知とあわせて、趣旨等について周知を図る。	健康福祉課 関係課

2-5 信頼と安心の地域が九十九里っこを守る

(1) 子どもを取り巻く多様な問題への対応

子どもが直面する心の問題への対応、児童虐待や経済問題、家庭環境などの複雑な問題を抱える家庭への対応は、個々に対応する必要性が高く、相談・支援について、家庭と関係課・関係機関との連携を図り、ネットワークをいかして支援できるように努めます。

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
児童虐待防止対策	こんにちは赤ちゃん訪問事業として保健師が全戸訪問を実施し、早期に育児等の相談に応じ、相談窓口を紹介している。未然に予防する体制、的確に対応できる体制をつくり、機能的な役割を担えるように連絡・調整を図っている。	• 保育所、幼稚園などとも連携を図り、継続して未然防止に取り組む。	健康福祉課 教育委員会
九十九里町要保護児童対策地域協議会	児童への虐待など支援が必要なケース等に適切に対応するため、関係課、関係機関、地域とのネットワークを確保するために児童虐待防止ネットワークを拡充して設置している。	• 九十九里町要保護児童対策地域協議会を中心に、各機関と連携し、個々のケースに対応していく。	健康福祉課 教育委員会
不登校などの問題への対応、立ち直り支援	各学校及び関係機関の不登校問題担当者と連携した対応に努めている。中学校には個々の相談員、スクールカウンセラーを配置している。中央公民館に教育相談室を設置しており、週1回教育相談員が対応している。	• 継続して実施するとともに、学校内の共通理解と共通した指導体制の確立をめざす。 • 関係機関との連携、保護者、地域との連携強化を図っていく。	教育委員会
問題を抱える家庭への支援	問題を抱え関わるの必要な子ども・家庭が増える傾向であり、問題も多様化している。	• 各機関と連携を図りながら、今後とも対応していく。	健康福祉課

(2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭は増加傾向であり、相談と自立に向けた支援に努めます。

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
ひとり親家庭等の自立支援	児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭等医療費助成事業を実施している。 相談等には、保健センターの窓口で対応している。	ひとり親家庭が増加している為、今後とも自立の支援をしていく。	健康福祉課

(3) 支援が必要な子どもへの対応

学校教育と保健福祉分野の連携を深め、子どもの心の問題、障害など、支援が必要な子どもの成長と自立を支援します。

施策・事業	内容・実績	今後の取り組み・目標	担当課
「心の教育相談員」の配置事業	町費負担で中学校に心の教育相談員を配置している。スクールカウンセラーと連携して相談活動を行っている。	継続して実施する。	教育委員会
特別支援教育の推進と発達障害などへの対応	学校生活で支援が必要な子どもには、それぞれにあわせた学習指導を担当教諭等と話し合いながら対応している。 特別支援学校と連携し、支援を必要とする児童の指導に助言を受けるとともに、特別支援教育研修会に積極的に参加している。	- 校内就学指導委員会で特別な支援が必要な児童の調査や支援の方法について検討し、個別の指導計画を作成してその子どもの成長を支援する。 - 特別支援学校との連携及び研修について、継続して実施する。	教育委員会
障害のある子どもの自立支援	障害者計画及び障害福祉計画に基づき、障害児の障害福祉サービスをはじめとする各種サービスの活用、療育指導等により対応している。	障害者計画及び障害福祉計画に基づき実施する。	健康福祉課

3 母子保健の取り組み

《基本施策》

千葉県において出生数は平成22年51,633人、平成25年48,343人と、子どもの数の減少は急速に目立っています。本町においても平成22年の出生数103人が平成25年には87人と、県と同じく少子化傾向の常態化が進んでいると考えられます。また、核家族化や女性の社会進出の増加等の母子を取り巻く社会環境の変化は地域の結びつきの希薄化に拍車をかけ、母親が出産・育児に伴う不安などを気軽に相談できる人が少なくなっています。こうした母親の孤立化は、産後うつや子どもの虐待などにつながる可能性もあるため、早期発見、早期対応が必要です。本町では、母子保健対策の主要な取組を提示するビジョンである「健やか親子21」の趣旨を踏まえ、母子保健事業の充実により、妊娠・出産期から切れ目のない支援に努めます。

※10頁参照 町の出生数推移

(1) 安心して迎える妊娠・出産

妊娠届出をきっかけに、健診、新米ママの学校への参加を呼びかけ、必要に応じた指導と新生児の訪問を継続して実施します。

また、妊娠中から母乳育児について相談・情報提供を行い、出産後スムーズに母乳育児がスタートできるよう支援します。

施策・事業	内容	今後の取り組み・目標	H25実績
妊娠届出	母子健康手帳を配布し、その際に妊婦・乳児健診や各保健事業を案内、必要に応じて相談・指導を実施。 妊産婦にやさしい環境づくりについて町民の関心を喚起するため、マタニティキーホルダーを配付している。	- 保健師が面接しながら手帳を交付しており、継続して実施する。 - 妊娠11週までの届出の100%を目指す。	妊娠11週までの妊娠届出 : 93.1%
新米ママの学校	全2回(第1課:助産師の話、第2課:栄養士・保健師の話)を年4コース開催。食生活改善協議会の協力により、妊婦さんにやさしいおやつを試食を実施。母乳育児・産後のメンタルヘルスについても指導している。 出産後には同窓会を実施しており、第2課と同窓会を同日開催することで、妊婦が赤ちゃんとおふれあう機会を設けている。	- 継続して実施する。 - 母子健康手帳交付時のPRを強化し参加を促す。 - 妊婦同士の仲間づくりを積極的に実施する。出産後の同窓会でこれから出産を迎える妊婦に自分の経験を話すことで、自分の育児の振り返りの機会とする。 - 妊娠中から母乳育児について相談・情報提供を行う。	参加者数 : 延28名

施策・事業	内容	今後の取り組み・目標	H25実績
訪問による相談・支援	訪問支援が必要と思われる家庭に対し、支援を実施している。	- 継続して実施する。 - 妊娠中から支援し、出産後の子育てまで安心して過ごせるよう相談・支援を行う。	—
新生児訪問	助産師・保健師が訪問して、発育や育児状況を把握し、母親の相談・支援を行っている。希望者には新生児以外でも訪問して相談等に対応している。	- 継続して実施する。 - 早期の訪問により、母親が安心して産後を過ごせるよう相談・指導を行う。	訪問者数 :28名
母乳育児の推進	親子の健康支援と情緒の安定を踏まえ、母乳育児を推進している。町広報紙の奇数月号で母乳アドバイスを掲載し、月1回母乳の会を開催、出産後には窓口で家族に対し母乳育児についての理解・協力について情報提供している。	- 継続して実施する。 - 出産後初期段階でつまずきやすい面があることから、相談等の早期支援に努める。 - 町全体で母乳育児を温かく見守ることができるよう情報提供を行う。	生後4か月児の母乳(混合含む)の割合 :78.5%

(2) 親子の健康づくりを支援する健診・指導

乳幼児健診は未受診者のフォローを徹底するとともに、健診等をきっかけに、指導が必要なケースへの適切な対応を図ります。また、子育て世代の親を孤立させないよう母子保健推進員や食生活改善推進員などと連携しながら、親子と丁寧に向き合い、子どもの成長にあわせた保健活動を促進します。

施策・事業	内容	今後の取り組み・目標	H25実績
乳幼児健康診査・歯科健診	1歳6か月児、3歳児健診を実施し、2歳児には歯科健診を実施。1歳6か月児、3歳児健診に心理発達相談員を配置し子育て相談を充実、2歳児と3歳児では歯科衛生士による指導を強化している。	- 継続して実施する。 - 未受診者に対して受診促進及び、状況把握に努める。 - むし歯予防について、早期から指導を行う。	(未受診率) 1歳6か月児 :1.4% 3歳児 :7.5% (虫歯のない者・3歳児) :69.8%

施策・事業	内容	今後の取り組み・目標	H25 実績
乳幼児相談	乳幼児相談を4か月児に通知。保健師・栄養士が、集団及び個別の指導を実施し、仲間づくりの場になるようにしている。成長曲線のグラフや発達の状態を見ながら、個々に応じた離乳食指導、支援にあたる。	- 継続して実施する。 - 仲間づくりの場となるよう、働きかける。 - 未来所者へは他の事業を通じて、支援する。	(参加率) 4か月児 :76.5%
ことばの相談室	「ことば」のことで心配のある幼児を対象に年 8 回程度実施している。	幼児健診後の相談・指導の場として継続して実施し、健診時等に周知を図る。	(相談者数) :延 32 名
子育て相談	発達面で心配のある幼児・児童を対象に心理発達相談員による相談・指導を実施。必要に応じて関係機関と連携をとり支援にあたる。	個別相談を実施し、発達に心配のある親子を支援する。	(相談者数) :延 9 名
子どもの事故防止の啓発事業	乳幼児相談や健診において、啓発している。	継続して事故防止の啓発に努める。	—
母子保健推進員事業	母子保健推進員(平成 26 年度 29 人)に依頼。健診時の補助をはじめ、保健師と連携して地域での訪問活動を実施している。	保健師と連携し、地域で訪問活動を行い、地域で生活する親子を支援する。	—
予防接種	予防接種法に基づき、予防接種のお知らせを通知し、接種機会を定期的に確保している。	対象者には個別に通知し、適切な時期に接種できるよう勧奨する。	—

(3) 正しい生活習慣のための働きかけ

親の生活習慣が子どもの生活習慣に大きく影響することから、子どもの頃から望ましい食生活や生活のリズムを確保できるように両親等保護者に働きかけるとともに、喫煙・飲酒の習慣などについての啓発を継続して取り組みます。

施策・事業	内容	今後の取り組み・目標	H25実績
母親・妊婦の喫煙・飲酒の認識の啓発	新米ママの学校及び妊娠届出時にパンフレットを配布して指導している。妊娠届出書に喫煙の有無の項目を加えている。	継続して実施し、啓発に努める。	—
「食育」推進事業	1歳6か月児、3歳児には食生活改善推進員の協力により、手作りおやつを試食を実施。小学校通学合宿の夕食作り支援及び「おやこ食育教室」を実施している。	- 継続して実施する。 - 保育所給食に旬の素材や郷土食をとり入れ、乳幼児期からの豊かな食の体験とバランスの良い食事の習慣化を図るとともに、給食だより等により家庭への食に関する正しい情報提供を行っていく。	—

(4) 小児救急医療体制の啓発

子どもは急に体調を崩しやすく、緊急な対応が必要になる場合があるため、かかりつけ医を持つことを奨励するとともに医療体制について情報提供を継続して行います。

施策・事業	内容	今後の取り組み・目標	H25実績
小児救急医療体制の啓発	母子健康手帳に小児急病電話相談(＃8000)のシールを貼付して、妊婦に周知している。また乳幼児相談・こんにちは赤ちゃん訪問時にもかかりつけ医を含め周知している。	継続して実施し、情報提供に努める。	—
小児救急医療体制の充実	山武郡市医師会の協力により、夜間救急診療所および休日に在宅当番医を実施している。 町広報紙へ掲載し、周知している。	継続して実施し、充実を図る。	—

資料編

九十九里町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 6 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定により、九十九里町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 子ども(法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)

(3) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関する事業に従事する者

(4) 学識経験のある者

(5) 公募による町民

(6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

九十九里町子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成 25 年 11 月 29 日から平成 27 年 11 月 28 日

委嘱区分	所 属	氏 名	備 考
議会議員	九十九里町議会議員	善 塔 道 代	
子どもの保護者	九十九里町立豊海幼稚園 P T A 会長	大 木 淳 一	
	九十九里町立豊海保育所 父母の会会長	松 本 理 恵	平成 26 年 4 月 1 日から
子ども・子育て支援 に従事する者	九十九里病院総務部長	伊 藤 忍	
	九十九里町主任児童委員	作 田 珠 江	
	九十九里町立片貝小学校長	藤 代 賢 司	
	九十九里町立片貝幼稚園長	矢野 貴美子	
	九十九里町教育委員会事務局長	小 川 浩 安	
	九十九里町立片貝保育所長	関谷 とし子	
	九十九里町立作田保育所長 (子育て支援センター)	古 関 礼 子	平成 26 年 4 月 1 日から
	かたかい 1・2・3 クラブ (学童保育指導員)	今 関 直 子	
学識経験者	城西国際大学 福祉総合学部 准教授	所 貞 之	会長
	九十九里町子ども会育成協議会長	齊 藤 実	副会長
	山武健康福祉センター地域保健福祉課長	塚 本 清 江	

九十九里町 子ども・子育て支援事業計画

発 行 日 平成 2 7 年 3 月

企画・編集 九十九里町健康福祉課

〒283-0195

千葉県山武郡九十九里町片貝 4099

TEL : 0475-70-3100

FAX : 0475-76-7934

URL : <http://www.town.kujukuri.chiba.jp/>